

小値賀町議会第二回定例会は、平成十九年六月十九日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九	八	七	六	五	四	三	二	一
番	番	番	番	番	番	番	番	番
横	松	立	伊	岩	浦	小	土	加
山	永	石	藤	坪		辻	川	山
弘	勇	隆	忠	義	英	隆	重	雅
藏	治	教	之	光	明	郎	佳	徳
								保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	収入役	教育長	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
山田	三浦	神川	巖充	谷良	西久	中川	松本	吉元	中村	升水	大黒	熊脇
憲道	清敏	清	充也	良一	久之	川也	本司	元勝	村敏	裕司	泰三	一也

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 松

永 永

清 一

美 誠

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成十九年六月十九日（火曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（宮崎良保議員・加山雅徳議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 所 信 表 明
- 第四 発議第九号 小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 第五 広報常任委員会委員選任
- 第六 一 般 質 問
- 第七 報告第二号 平成十八年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第八 報告第三号 平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第九 議案第二六号 専決処分事項の承認を求めることについて（小値賀町税条例の一部を改正する条例）
- 第十 議案第二七号 専決処分事項の承認を求めることについて
（小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第十一 議案第二八号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第五号））
- 第十二 議案第二九号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号））
- 第十三 議案第三二号 小値賀町家畜導入事業資金供給事業基金条例を廃止する条例案

午前十時零分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十九年小値賀町議会第二回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、一番・宮崎良保議員、二番・加山雅徳議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から六月二十一日までの三日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から六月二十一日までの三日間に決定しました。

日程第三、所信表明を行います。

町長より所信表明の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道） 皆さん、おはようございます。

町 長

本日、ここに、平成十九年小値賀町議会第二回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

説明に入ります前に、四月の統一地方選挙のさなか伊藤一長前長崎市長が、暴力団幹部の放った凶弾に倒れるという大変痛ましい事件が発生したことは、記憶に新しいところでございます。亡くなられました伊藤氏のご冥福をお祈りいたしますとともに、二度とこのような事件が起きないことを切に願うものであります。

それでは、町長としての二期目のスタートに当たり、町政運営について所信を申し上げます。

私は、常に町民の皆様の立場に立って、町民の声に謙虚に耳を傾け、町民の英知と創意を結集しながら町政運営を進め、従来の考え方や、手法にこだわることなく、見直すべき事は見直してまいりました。

今まで同様、今後も町議会や町民の皆様と手を携え、先頭に立って小値賀町の未来を切り開いていく、まさしく、二期目のスタートの年であると、決意を新たにいたしております。

二期目の就任に際し、『おちか新聞六月号』において、自然と文化と人情あふれる素晴らしい小値賀を子々孫々に伝えるには、町民が一致団結することが必要だと、述べさせていただきました。

また、当初からの考えであった、「自立する小値賀を目指す」という目標は、今後もそれを貫きとおしていきたいと思えます。そのためには、よそにはない小値賀独特の特徴を育てていくことが重要だと考えます。

小値賀町には、世界に誇れる歴史と文化があり、多くの島々の豊かな自然に恵まれており、これらを大切に守り、有効に活用して交流人口の拡大を図っていくことが、小値賀町発展のかぎになると考えております。

更に、医療や福祉、環境などの町民の生活に密着に関わる分野にも目を向けて、町民の皆様がふるさとに愛着と誇りを持って、生き生きと安心して暮らせるよう、諸施策に取り組んでいきたいと思えます。

これまでの四年間の取り組みや施策で、芽が出始めたもの、成果が現れつつあるもの、これから本格的に展開するものなど様々な段階にあります。これらの取り組みに、はつきりと道筋をつけるためにも、今年を今後四年間に向かって邁進する年にしたいと考えております。

私がマニフェストとして掲げた、○福祉と医療の充実で安心のまちづくり ○産業の振興と観光事業の拡大による活力あふれるふるさとづくり ○教養育て合い、豊かな自然と文化で心にゆとりのある環境づくりを基本として、「どこことも合併せ

ずに自立していける小値賀町」を創っていきます。

次に、前定例会以降、今日までの町政の重要事項についてご報告申し上げます。

総務課関係について申し上げます。

昨年度実施致しました、都市圏の若者を地方で様々な体験をさせて、小値賀サポーターへとつなげる、国土交通省主催の「地域づくりインターン」事業を、本年度もお盆前から約一カ月にわたって実施いたします。本年度は大学生八名程度を受け入れる予定であります。

住民課関係について申し上げます。

福祉班では、国は医療改革と合せて、平成二十三年度から療養型医療病床や、介護型療養病床の介護施設への再編や削減、在宅介護への移行といったことを計画しており、介護事業に関する地域ケア整備構想策定を、今年度、県・市町に求めています。この結果を踏まえて、二十年度に策定する第四期介護保険事業計画へ反映することになります。

保健班では、小値賀町の健康増進計画『健康おぢか21』を策定いたしました。これは、全町民が取り組む健康づくりを毎年に課題をまとめたものです。この中で、生活習慣病集団健診を予約制に出来ないかという意見があり、六月からの健診で実施した結果、効率のよい健診が出来、住民の皆様からも好評を得ています。平成二十年度から、従来の生活習慣病健診が国保保険者に義務付けられ、その評価により後期高齢者支援金が増減される特定健診が始まります。それに対応した実施計画・体制作りの検討作業を始めます。後期高齢者医療制度につきましても、二十年度からの実施に向けて、システムの改修や窓口端末・オンライン等の整備を進めています。

環境班では、六月は環境月間の行事として十日に空缶キャンペーンを実施し、八百七十九人が参加し、三千百七十五個の空缶を回収しました。

本日は、上五島保健所や警察合同の不法投棄パトロールを実施いたします。また観光シーズンに向けて、七月八日には町民参加の、十三日には小中高合同での海岸清掃を予定しております。

産業振興課関係について申し上げます。

農林班では、町内の重要な森林保護のため、松くい虫防除事業を実施しておりますが、今年もヘリコプターによる空中散布と地上散布を、安全性の確保に細心の注意をはらい実施いたしました。本年度は、昨年、冬場の暖冬が原因と思われる松

毛虫が異常発生し、空中散布実施地区以外の松林において、食害による被害が甚大で、地上散布の回数を一回から二回に変更し、また防除面積も拡大して防除の実施に当たりました。

六月四日の子牛のせり市は、議員皆様の視察をいただきありがとうございました。平均価格は、メスで三十八万七千九百六十円、去勢で五十一万四千二百円、平均四十六万五千七百七十三円でした。前回、三月せり市に比べますと、七千二百十円、一・五%の値上がりとなりました。素牛や飼料価格の高騰等で、購買者の購買意欲が弱くなっているといわれている中、今回、上場された子牛は、月齢に応じて良く発育しており、又揃いもよかったため、結果として子牛価格の高値安定が維持できました。今後とも肉用牛経営安定のための支援に努めていきたいと考えております。本年度から、「経営所得安定対策大綱」が開始されました。

農地・水・環境保全向上対策については、地域の農業者だけでなく、地域住民も含めた多様な方々の参加を得て、町内では十一の農家地区において、二百二十八ヘクタールの農地を範囲として取り組みが開始されており、共同活動による農地、農業用施設等の適正な維持管理や、農村環境保全等地域共同による効果の高い取り組みを期待しております。なお、本事業の対象面積は、町の農振農用地面積の三八%に当たり、長崎県の事業参加目標の四〇%を、ほぼ達成することができております。

担い手公社では、公社の事業を町民に広く周知するため、今年も六月九日、担い手公社フェアを開催し、多くの家族連れ等の参加を得て、トマト狩り、公社生産農産物の販売、農作業受託説明会等のイベントを行いました。今後も継続して開催していきたいと思えます。また、今年度の研修生として、三重県出身の三十代の夫婦を受け入れております。

水産班では、昨年十月に合併いたしました、宇久小値賀漁協の経営基盤強化のための施設整備が、本年度は三事業計画さ
れており、計画に対する県のヒアリングも行なわれ、関係予算を本定例会に計上させていただいております。今後も、県及び佐世保市と連絡調整を図りながら、事業実施のために支援を行なってまいります。

また、離島漁業の再生を目的に、平成十七年度から五カ年間で取り組んでおります「離島漁業再生支援交付金」事業につきましては、四月の総会で本年度の事業計画が承認され、漁業再生活動が順次進められておりますので、県及び漁協と連携を図りながら支援を行なってまいります。

直営施設の運営については、アワビ種苗センターにおいては、種苗生産技術の向上、あわび館においては、収支の向

上を目標に引き続き取り組んでまいります。

商工観光班では、当町では、島の自然体験をメインとした観光事業に取り組んでおり、今年四月から本格稼働しましたNPO法人おぢかアイランドツーリズム協会と連携して各種事業に取り組んでいるところであります。具体的には、今月からすでに始まっておりますが、アメリカ高校生との国際親善大使約二百名の受入事業が、IT協会と町及びJTBや、平戸市観光協会との連携で誘致に成功いたしております。

また、夏期を中心に子どもキャンプや、島らいつ体験ツアーなど、小値賀町の恵まれた自然を活かした事業展開も、これまで同様に実施していく計画にしております、誘客はもとより第一産業を中心とした、各種産業への波及効果を大いに期待しているところです。今後も本格的な観光産業の樹立に向けて、事業の実施と成果を積み重ね、交流人口の増加による町の活性化を進めたいと考えております。

じげもん推進班では、一昨日、十七日の日曜日に町内の産業が一体となった『第二回小値賀町じげもん祭り』が、町総合体育館前広場において開催されました。このイベントは、地域特産品を一堂に展示即売し、地元特産品に対する理解を深め、今後の消費拡大と特産物の育成を図り、そして町民の交流の場・親睦の場の提供を目的とし、行われたものであります。当日は、メロン・イサキ・サザエ、アワビ等の販売コーナーをはじめ、「まき餅」や「ソーラン節」、「おぢか島んショー」等のイベントも行われ、盛会のうちは無事終了いたしました。このような地域でのイベントを通じた産業間の連携により、更なる「じげもん」振興が図られるものと期待をしております。

じげもん販路拡大事業の一環として、昨年より、福岡市博多駅筑紫口前の、『博多都ホテル』との共同企画により、当町の「イサキ」や「アスパラ」等の食材をメニューに盛り込んだ「小値賀フェア」を、今年も継続して七・八月の二カ月間に渡り、実施する予定としております。

昨年度、町じげもん振興協議会の事業として取り組んだ「特産品販売ビジネスモデル策定事業」の継続事業としての「むらおこし総合活性化事業」と、十二月の御歳暮シーズンを目処に、各小値賀会会員の方々を中心に、小値賀特産品をセットとした、通販によるテスト販売等を行う「全国展開支援事業」に取り組めます。この事業は商工会が窓口となり、国・県の補助を受け、町じげもん振興協議会の事業として実施いたします。

教育委員会関係について申し上げます。

小中高一貫教育につきましては、四月より試行の段階に入り、取り組みも本格的になってきております。各学校においては実践とともに、検証が必要になってまいります。平成十九年度は、校種間の相互の乗り入れ授業の成果に関する事、小中高一貫による生活指導及び進路指導等の成果に関する事等の実施が計画されております。四月には小中高合同行事として、初めて歓迎遠足を実施しました。当日は、雨模様の天候でやむなく小学校の体育館で行い、児童・生徒、教職員が一同に集まり相互の交流親睦を図りました。

去る三月二十四日に、小値賀町立斑小学校の閉校式が行なわれ、五十八年の歴史に幕を下ろしました。四月から子どもたちは統合された小値賀小学校へ登校しておりますが、新たな学び舎で勉強に運動に励んでいる様です。今後、斑地区の子どもたちが大勢の仲間たちと一緒に、仲良く学び育っていくことを願っております。

小学校のプールについて、プール内の塗装が剥がれる等の状況のため、地元業者による塗装工事を行いました。六月十二日からの水泳授業に対応できるようにしております。

診療所について申し上げます。

開設以来、二十二年にわたって勤務されておりました田中医師が、自己都合により四月三十日をもって退職されました。町民の皆様にご心配・ご不安をおかけいたしました。幸いに四月一日付で、離島・へき地医療支援センターから金森医師が派遣されており、また、四月二十二日付で長崎医療センターを退職された大住元医師を、二十三日付で町職員としてお迎えいたしました。若い医師二名により意欲的に運営されております。これまで長年築かれてきた小値賀町の医療のあり方に加え、新しい医療技術の導入と効率化を図り、より多くの患者さんに良質な医療が提供できるよう努力しているところです。

なお、看護師・補助看が依然として不足しておりますので、補充に努めて参りたいと思っております。
議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正のうち、歳出では、宇久小値賀漁協合併に伴う施設整備費として五百九十三万八千円、野崎島自然学塾村の施設整備費として三千四百五十万円等を計上。歳入は、前述の事業に対する県支出金と町債、前年度繰越金等を主財源として編成いたしております。

なお、下水道特別会計において、起債の償還に資本費平準化債が採択されたため財源に余裕が生じ、繰入金一億二千四百九十万円の内、五千百万円が一般会計に繰り戻されております。そのため、取り崩されていた基金一億五千万円の内、六千八

百七十七万八千円を基金に繰り戻しました。

今回の補正額は七千五百万円で、現計予算と合算した本年度の一般会計歳入歳出予算額は、二十七億二百万円であり、前年同期の予算に比べ、二億円の減額となっております。

特別会計補正予算は、国保会計と下水道会計の二会計で、一千六十三万一千円の補正となっております。

本定例会には、議案十四件、報告二件の合計十六件の審議案件をご提案いたしております。議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これで所信表明を終わります。

日程第四、発議第九号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長

議会運営委員会委員長（立石隆教） 発議第九号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案について、提案の趣旨をご説明いたします。

当議会は、これまで「議会だより編集」について、常時活動しているにもかかわらず、特別委員会を設置して編集活動を行ってきたところであります。

今回、地方自治法第九条第二項が改正され、議員は複数の常任委員会に所属することが可能となりました。この際、常任委員会を設置して、活発な編集活動を行うことを目的とするものでございます。

第二条に、「広報常任委員会 委員数五名 議会の広報に関する事務」を加えるものでございます。

第十二条は、今回の改正により、議員は、複数の常任委員会に所属が可能となることから、任期途中の辞任も想定されることと、常任委員会委員・議会運営委員及び特別委員の閉会中の辞任も議長の許可で出来るようになったため、統一して「委員」に改めるものでございます。

附則第一項として、この条例は、平成十九年七月一日から施行するというものであります。

なお、第二回臨時議会で設置した「広報調査特別委員会」は、平成十九年六月三十日で調査を終了し、消滅いたします。

附則第二項は、常任委員会の委員の任期は二年となつていますが、今回選任される広報常任委員会の委員の任期は、平成十九年七月一日から平成二十一年四月三十日にするものでございます。

よろしくご審議ほど、お願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第九号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第九号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第五、広報常任委員会委員選任を行います。

しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

おはかりします。

広報常任委員会委員選任については、委員会条例第七条第一項の規定によって、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、浦 英明議員、土川重佳議員、宮崎良保護議員を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を、広報常任委員会委員に選任することに決定しました。

なお、広報常任委員会委員長・副委員長の選任は、委員会において選任願います。

日程第六、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

八番・立石隆教議員

八番（立石隆教） 私は町長に、『学芸員及び社会教育主事の確保について』と『自治基本条例制定の必要性とその策定方法について』の二点を伺います。

まず一点目の、学芸員及び社会教育主事の確保について伺います。人事の事でございますので、町長に伺います。

本町は太古の時代より連綿として人類が住み続けた痕跡が点在し、時代の切れ目がないほど代表的な時代の遺跡がたくさん発掘されています。その数、内容共に県下でも希で貴重な存在となっております。このように文献の整理や歴史文化的遺産の調査、文化財の指定及び管理保護など、本町の発掘事業や文化財の整理などが格段に進んだのは、現在の学芸員の力に負うところがまことに大きいと考えます。この本町の埋蔵文化財や教育文化行政の中心的な存在を担ってきた現学芸員の定年が再来年の三月に迫っています。

—	休憩	午前	十時	二十七分	—
—	再開	午前	十時	二十七分	—

まだ整理できていない出土品もたくさんあり、近年始まった海中発掘についても緒についたところですが、今後埋蔵文化財の調査の継続とその整理に時間が必要だと思われ、文化的な資源が豊富な小値賀にとって専門性が必要とされる大事な部署であります。

また、昨今文化庁では、地域の特徴を交流人口増大のためにも必要な力として文化力が鍵を握るとしてその地域の文化を地域振興の力とするよう働きかけております。そうした現状を加味して考えると、現学芸員に依存するところの多かったこの分野の後継者を早急に作らねばなりません。新規採用についてどのようか考えておられるのか、また、未整理の資料の整理や新たな発掘作業などを後継していく体制をどのように考えているのか伺います。

また、社会教育主事についてもその資格を持っている職員が若手におらず、現在その資格を有する職員も次々に定年を迎える時期となっております。

社会教育主事は、社会教育法第九条の二の規定により、教育委員会に置かねばならないことになっております。社会教育は行政の中で最も住民に対してサービスを直接行うものであり、住民との距離が甚だ近いところであり、その役割の重要性は文部科学省が戦後幾度となく指摘しておりますが、その役割を最大限に発揮して頂くためにも、時間をかけて職員を育てることも必要です。資格だけでなく、研修や実践を通して、その実力が磨かれるものであることを考えると、早い段階で社会教育主事の確保が必要ではないかと思えます。

社会教育主事の確保は、現在の若手職員に社会教育主事の講習を受けてもらい資格を取らせる方法、教職員に社会教育主事の資格を取ってもらい採用する方法、大学で社会教育に関する科目の単位を取得したものを新規採用するなどが、考えられます。私は、職員の新規採用の条件にこのことを入れて募集するなど考えるべきだと思っておりますが、町長の考えを伺います。

再質問があれば、質問者席より行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 学芸員及び社会教育主事の確保についてお答えをしたいと思います。

一番目の質問ですが、現在当町には「学芸員」としては、一名在籍しております。その職員は、平成二十一年三月末で定年となります。

当町の文化財や遺跡等に関しては、専門職員である本人が担当しており、また世界文化遺産暫定リスト登録に関する事も担当しております。

今後、町内の文化財等に対する行政の対応として、専門的な知識や経験を有する人材を確保することは、必要と考えております。人材の確保については、「新規採用」や「再任用」制度が考えられますので、教育委員会や関係機関等と協議し、より良い方法を検討していきたいと思えます。

二番目の質問でございますが、「社会教育主事」に関しては、現在三名の有資格者が在籍しております。年齢的には三名とも五十代であり、「生涯学習」の充実等を図る上でも、後継者の育成は必要かと思えます。

先に述べたように、人材の確保には、「採用」や「資格取得」等の方法があり、町全体の人事行政を考慮に入れて、関係機関と協議し、対応していきたいと思えます。

以上です。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 学芸員についての答弁の中で、二つの考え方があるということ、人材確保と或いは再任用という言い方をされましたが、まだその方針ははっきりと決まっていないう段階だということ、理解してよろしいですね。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） そのように理解してもらえればと思っております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） それでは、新しい人材、新しい学芸員の募集をするというやり方は、これも簡単に募集をしてくるかかっていうのは、なかなか専門性の高い部署でありますから難しいという気がいたします。

そういったしますと、例えば定年の二十一年のときに募集をしたからといって果たして来るのかかっていう心配があります。であれば、早くからそうしたものの選定、どういう人物がいいのかとか、そういうことも実は大事なことはないかと思えますので、悠長に構えてはられないというふうに思いますが、どっちにするかということはいつ頃決める予定ですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 前方の海底調査を三年ほど実施いたしました。その中で、学芸員の有資格者が大体通算ですけど、十四・

五名ほど来ております。いろいろと専門分野的にはですね、すばらしい方もおられますが、総合一般的と言いますか、時にはちよつと一方的な方もおるといふ、いろいろな情報もいただいておりますし、今後ですね、教育委員会とも話し合いながら二十一年までのうちには遅いというのには十分解っておりますので、早めに検討をして、よりよい人を選びたいと。

今、公募した場合には確か二十四・五人ぐらゐは全国から来るんじゃないかという情報は得ております。だけど、小値賀を本当に愛し、そしてやっぱり小値賀になじむ人でないといけないというふうなこともありますので、一応しばらくの間、検討をさせていただきたいと、そのように思います。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） ある程度の計画を立てながら、目途を立てながら進めていかないと、やっぱり尻に火が付いてから、「うん、どうしようか…。」っていう話になっては困るので、その点はひとつしっかりと今この場で「何年何月までに」というようなことを言えないんであれば、ひとつしっかりとその点は頭に入れて選定の方を進めていただきたいと思ひます。

それからもう一点。二つの方法があるということで、「再任用」ということについて伺ひます。
再任用という場合は、どのような形態をお考えなんでしょうか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今後ですね、六十過ぎた場合には本人の体力的な問題等もあります。六十三〜六十五歳ぐらいまではですね、技術関係の方はおつていただいて、安い委託料で今後検討をしたいと。

どちらがいいか、いろいろなこともあるうかと思ひますが、一応両方考へております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） その再任用と人材確保と二つの方法があるということでは言われましたけども、実はもう一つの方法があると考へています。

それは、例えば、今のような発掘とか、ああいう文化財の維持管理等について、それを専門的に委託をできるNPOなり、『財団』とまではいかないと思ひますが、そういう類のものをですね、作ってもらつてそちらに委託をするというやり方も一つの方法だと思ひますが、そのようなことというのには少し時間がかかりますので、そういう意味ではつきりどのやり方であるのかというのには早く決めた方がいいということでは私には聞いておるわけではございませんが、そのような方法というのは選

択肢の中にございせんか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 人事のことについては私の担当ということですが、こういうことについては一応教育長もおりますが、
「时期的に「いつまで」と言われるとあれですが、もう実際の話、検討には入っているところでございます。」

ただ、どういうふうにするかという結論が出ていないということ、まだ遺跡の調査もありますし、それから前方の海底の遺跡のあれもまだ全部すんでいないと、いろいろまだまだすることがたくさんあるというのをお聞きいたしておりますので、こういう点もですね、今、「いつまで」ということは即答はできませんけれども、一応検討に入っているということだけはご理解していただければと思っております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 社教主事の問題でございますけれども、これも非常に大事な部署でありまして、「生涯学習」というふうに今頃は言われるようになってきましたけれども、戦後、文部省が一番力を入れたのはこの社会教育の分野でありまして、そのときにできた法律が、実は『社会教育法』という法律ですから、そこで「必ず置きなさい」という形をとったということとであります。

しかしながら、確か施行令というものの附則でしたかね、「一万人未満の町村はしばらく置かなくてもいい」という、つまり置かなくてもいいんだという部分が少し残されたということがあります。そういう意味では、「置かない」という選択もあるのかなというふうに思いますが、私は社教主事というものはものすごく大事なものだと思っております。しかし今、その活動がですね、活発に社教主事が中心になって活動してるのかっていうと、どうも私は疑問を覚えます。

そこで、新たな血を入れてですね、元氣いっぱい若い若手にやつてもらおうというようなことは非常に期待するところでもあります。そういう意味では、職員の人を研修して育てるといってもそうですが、むしろ社会教育で今社会教育主事補とかということ、社会教育主事の下で頑張っている人たちも他の自治体におけるわけですね。そういうところから募集をかけて採用すること、一つの手段です、今大学の中で社教についての単位を取るために一生懸命頑張っている人たちもおられる、そういう新しい血を考えるとということも選択肢じゃないかと思うんですが、その辺は如何でしょうか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道）　ご指摘のとおり、立石議員さんの考えには同感というふうに思っております。

ただ、あっちの方から呼ぶということではなくて、幸いに若手ですね、大学卒の職員が二名おりますので、名前は言えませんが、今度の七月に教育委員会に異動をさせてですね、そして一緒に育てていきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏）　立石議員

八番（立石隆教）　二点目の、自治基本条例制定の必要性とその策定方法について町長に伺います。

これからの地方分権型の社会は、我々の周りに起こる問題点を抽出し、自分たちの町のことは自分たちで考えてまちづくりを実行していかねばなりません。国が規範を示し、制度や政策を考えてくれていたものを自分たちで行っていかねばなりません。

しかし、法的な面では、国は国家運営の普遍的な方針を憲法に定めておりますが、地方公共団体には地方自治法で、全国画一的、統一的に組織及び運営に関する事項が定められているものの、地域の政策主体としての総合的・規範性のある自治の基本的なルールが法的に確立されておりません。私は、分権時代において、中央集権の時代における国の規範に代わるこの町の規範というものが必要だと思っております。それが自治基本条例、即ちまちづくり基本条例であります。

日本で最初にこの自治基本条例を制定したのは北海道のニセコ町ですが、次第に全国の自治体に広がりを見せております。自治基本条例、即ちまちづくり基本条例は、自治体の方針と基本的ルールを定め、自治体運営の基本的な枠組みを示すものであり、他の個別的条例、計画、施策の上位にあって自治体の憲法となる位置づけの条例という性格のものであります。

私は、その制定の必要性を次の四つの観点から主張したいと思っております。

一点目は、地方分権改革の流れの観点です。二〇〇〇年制定の地方分権一括法により、自治事務、条例制定権の拡大、機関委任事務の廃止がなされました。これは、それまでの地方自治が国の下請的なものであった状態から、住民のための真の地方自治への転換を国が示したことに他なりません。自治体の権限が拡大しました。それと同時に責任も増えます。町の役割が大きくなります。大きくなった役割を住民がうまく使って行かねばなりません。そうしないとせっかく分権時代になつたとしても結局役場だけで物事を決める、町のあり方を行政の考えだけで決めてしまうということになりかねません。

まちづくりは住民と行政が一体となって進めるものであると思えます。本町も一部その方向にありますが、この方向を確実なものにしなければなりません。条例というルールでお互いが確認をしておく、これについては行政もしっかり尊重する

し、住民も一人一人守っていく、お互いがルールを共有化するということが大変重要だと考えます。そこで必要なのが本町の自治の基本理念、基本原則をしっかりと文章にしておくことだと思います。

二点目は、住民参加意識の高まりです。情報公開、パブリックコメント、住民投票など、行政への住民参加が活発化してまいりました。地方自治の基本の一つは住民自治であります。住民自治とは住民が中心になって自主的、主体的にまちづくりに参加することに他なりません。まちづくりに参加といっても、いろいろな形、方法があります。主体的に自主的に参加してもらうためにはどのような形が考えられるか、どのようなルールが必要か、住民と行政との間にどのような約束が必要かなど目に見える形で示す必要があると考えます。

三点目は、個性的なまちづくりの推進の観点です。矢祭町の根本前町長のようにリーダーシップのある個性的な首長さんが各地で誕生しており、それぞれ個性的なまちづくりが推進されておりますが、首長が交代したとたんにそれまでと大きく違った方向でまちづくりをされても住民は困ります。それまで政策を実現するために投資された税金が無駄になりかねません。独自の取り組みをやるときにベースになる考え方は何なんだ、町の基本的になる考え方は何なのかということの基準が必要だと思えます。まちづくりの方向性、理念や原則を文章化しておく必要があると考えます。ちなみに根本町長は、この基本条例をつくることで、矢祭町の方向性が決まったとして、今後誰がやっても大丈夫だとして心おきなく町長の座を降りたと聞いています。

四点目は、中央集権的な行政の行き詰まりという観点です。効率的で短期間に全国の自治体のレベルを高めるためには十分機能した中央集権型社会でしたが、多様化した現代に於いては、従来の画一的な行政サービスでは、対応が難しくなってきました。地域のニーズを捉え、地域特性を生かした施策の展開が必要になってきたのです。即ち地方自治再生への期待が高まってきたということです。しかしそれは、自己責任という難しい側面も担うことでもあるわけですから簡単ではありません。権限は与えられるけれども、財政状況は厳しい。そういう厳しい行政の運営に何が大事で、何があまり大事ではないのか、いわば優先順位を考えないといけません。優先順位を考えるためには、町はこれから何を大事にしていくのかという考えが無いと優先順位というものが出来ません。そのときそのときの問題にあわせて考えるしかないというようになってしまいます。それではこれからの町行政の生き残りはできないと考えます。考え方を明確にしておく必要があると思えます。そこで、地方自治再生の基本方針を文章化しておく必要を強く感じるものであります。

以上のように、今後の小値賀町のまちづくりにとって、その基本となる条例制定の必要性を述べましたが、この必要性について町長はどのように認識しておられるのか、お考えを伺いたいと思います。

また、この基本条例を策定するに当たつてのそのプロセスも、それを実現するために大変重要だと思えます。この制定に当たつては条例の性格上、住民主体を原則にして官民協働による作業が必要です。

「我が町は将来こんなふうなまちにしたいね」というような理念とか、願望を住民と行政が一緒になって話し合い、夢のある将来のあるべき小値賀像を描き、ハード面もソフト面も含めて、それに近づけるための手順やルール、協働のまちづくりはどのような形で行つていくのか、住民の権利の保障と責務、行政や議会の責務、町の方針などを明確化していく作業が重要だと思えます。

まずは、専門家による講演会を開催し、アドバイザーを選定し、準備すべき事柄などのレクチャーや助言を頂き、住民の皆さんの意識を高め、住民の皆さんの意見を吸い上げながら、関心の高い住民の方を策定委員に任命し、そこに行政や議会が入つて、ともに基本条例の策定に当たるといふスタイルと過程、そしてその過程を透明化することが重要だと思えます。決してことの早さを求める余り、行政主導型の策定にならないよう気を配る必要があります。

みんなが住んでいるこの町の将来に関することです。自分の町を住みやすいものにしていくまちづくりのことです。誰もが関心を持つことのできる事柄です。誰もが対等に意見を出し合い、自分たちの島の将来のために共通の場を設けること、そして共通の作業を行うことが出来る事柄です。このような我が町の憲法を作るといふ自治基本条例の制定作業は、町民の心一つにすることに繋がるのではないかと考えます。少なくとも、そのための一つのツールの役割を果たしうらと思えます。時間的には三年ほどかけて、じっくり策定していくべきだと考えます。

私は、さつそく、このような住民が主役となる小値賀町まちづくり基本条例の制定に向けた取り組みを始めることを町長に提言したいと思えますが、町長の考えを伺います。

尚、再質問があれば、質問者席から行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 自治基本条例制定の必要性とその策定方法についてお答えいたします。

一番目の、自治基本条例制定の背景及び動向についてですが、ある町では地方分権により、地方と国は対等の関係になつ

たのだから、国と同様、地方にも憲法に相当するようなものが必要であると考え、町の基本条例を作成しております。

自治基本条例制定を定めるにあたっては、大変難しく、県に問い合わせたところ、長崎県では把握しているところがないという返答でしたが、他県においては制定している市町もあります。なかなか難しいのが現状のようです。

二番目の質問ですが、自治基本条例の中では、四項目の施策は時代の流れで網羅する必要があり、基本的原則で謳わなければならず、当然と考えます。

三番目の、取り組む意思があるか・ないかという質問ですが、自治体の憲法となる位置付けとなるので、制定したら自治基本条例が一番となるので、他の条例との兼ね合いが問題であると考えます。他の条例を先に作成していて、その後に自治基本条例を作成すれば、自治基本条例が優先するので、慎重に検討していきたいと考えております。

しかし、立石議員の意見も理解できますので、今後前向きに研究をし、実現化を目指してまいりたいと思います。

同じく取り組み方についてどう思うかという質問ですが、制定するとなれば、立石議員がおっしゃるとおり、住民主体を原則として、官民協働により進め、行政主導による策定は行わないようすべきと考えており、取り組み方については賛成であります。

四番目の、制定に向けた取り組みを提言したいがという質問ですが、自治基本条例制定について否定はいたしません。小値賀町にとって必要性があると判断すれば、先ほどから言っておりますように、官民協働で制定したいと思えます。

もう少し時間をいただき、前向きに検討していきたいと思えます。以上です。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 町長は先ほど、所信表明の中で、「一致団結」ということが必要だというふうに申されました。特に激しい選挙戦の後でありますから、町民の融和というのは両陣営にとっても大事な項目であります。

そういう意味においてはですね、じゃあどのようなようにしていくのか、ただ「そういう気持ちだけ持っております。」では、なかなか二つに分かれた気持ちの一つになりにくい。であれば、どんな道具を持って、ツールを持って、それを行うかというのが大事であります。

私はそういう観点から考えたときに、今、この時点において、それを「住民みんなで行っていきましょう。」どっちのサ

イドに立っていても小値賀がよりよい小値賀になってほしいというのは誰もが思うことでありますから、それを「一緒にやって行きましょう。」という呼びかけをすることが、所謂『融和を図る』、或いは『一致団結を図る』という方向に持っていく私は一つの材料ではないかと、具体的な取り組みではないかという観点をもっています。

そういう意味では、先ほど、県内においてはそういうものが策定されていないという状況をおっしゃってましたけれども、周りがやってなくてもいいんですよ。うちにはうちの事情があるんですから…。

そういう意味においてはですね、とても大事な私は時期でございますから、そういう意味ではこれに代わるような方法があるなら、「そつちは置いといてこれやります。」というのは解るんですけど、今それが見えない段階において、私はこの自治基本条例を制定するということは大変、やらなきゃいけないことだと、自治基本条例の中身についていうか、問題点というのは確かにあるんですが、けれども、今それをやる最大のメリットは私は『町民の融和策』にあるというふうに考えます。

そういう意味ではこれは非常に大事な、タイミングのいい問題だと思っておりますが、その点から考えて、この提案は町長どう思いますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

立石議員さんの意見に賛同はいたしておりますが、どのようにすればいいのかというのが、一応官民協働型ということ、行政主導でやるべきではないという考えは貫きたいと。

願わくは、議会の方ですね、そういう勉強会をしていただきまして速やかにですね、そういう問題も進めていきたいと考えております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 従来のやり方というのは、そのとおりなんですよ。例えば「そういう問題は議会ですら十分に協議をして、されたらどうですか。」というのは当然出てくる答弁かなあとと思いますが、或いは「自分たちの部局でまずは話し合っています。」ということは出てくるんでしょうが、私は最初から住民と共にこれを考えていくというスタイルが必要ではないかと。今までのスタイルをぶち破ってですね。

ですから最初にやるべきことは、行政も議会も住民も一緒になって、この自治基本条例というのは如何なるものかという

講演会にですね、みんなが出席して、そういうエキスパートを呼んでですね、それでその内容についてしつかりと理解してもらおうと。そりゃあ、『やるか・やらないか』はその先でもいいですから…。まずはそういう話をしてもらって、それで問題を投げかけるところから出発すべきではないかと。今のように議会がもし検討していったらですね、議会のところ
で「あ、これやめよう。」って話になるかも知れないし、或いは議会が「やろう」ということになっても、議会主導型になりますよ。それではいけないんじゃないかという思いがありますので、そういう意味では住民の皆さんと共にあるということからですね、一発目から、最初から、そういう出発、スタートを一緒にするということが必要じゃないかと私は思っておりますが、如何でしょう。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

立石議員さんの言われることは十分解っているつもりでございます。
こういう重要なことはですね、先ほど言いました講演会とか、いろいろの勉強会をですね、まず「やる」ということで、予算的なこともありますし、そのことについてはですね、今度九月の補正でも上げてから、今後勉強会を町民と一緒にさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 自治基本条例、まちづくり条例というものと、先ほどの答弁の中で「現在ある条例との整合性」ということが問題だ。」というふうにおっしゃいましたけども、私はそれほど大きな問題はないだろうというふうに思います。そんなにとんでもない条例を作っていることは私は例規集を見てもですね、思っておりません。ですから、そういう意味ではそういう心配はさほどないだろうと。ただ、勿論そういう基本条例を作ると全体的な枠組みを決めてしまうんですから、それから離れたものが条例としてあるならば、その見直しは当然検討すべきです。しかし、それが最初からあるかも知れないと思っではじめるということは私は『愚の骨頂』だと思えます。

そうではなくて、この基本条例自体のですね、何を盛り込むかというのを、いろんなところの資料を調べますとですね、例えば小値賀町はこれからのようなまちづくりをしようとしているのか、そのときの理念とか原則というものを、小値賀町はどんな財産があつてですね、どんなすばらしさがあつて、これから「こういう町に今後もしていこうよ」というような

ことをみんなで合意する、或いは小値賀には憲章がありますよね、しかしその憲章を今「どういうものが小値賀の憲章ですか」って言うって住民に聞いて、答え切れる人がどれぐらいいるかな？ただ、文言だけになってしまってる。そうではなくて、条例に書き込んでですね、それを住民の皆さんがちゃんと意識すると、そういうまちづくりを目指しますということですね、私は単なるああいうふうに飾りの憲章じゃなくて、行政に生かすという、そういう形をとるためにはこうした条例の中にそれを書き込んでいって、みんなでそれを目指しましょうということはとても大事なことだというふうに思っております。それが一点ですね…。

それから、住民がどんな権利を持つかっていうことも大事です。当然今まで、現町長もそうですけども、いろんな住民の方々の意見をそのまま「これは駄目、あれは駄目」と言わないで、ちゃんと聴いてですね、それで対処しようという姿勢があります。

しかし、ひよつとすると、あるときの町長はですね、「俺は選ばれたんだから、俺の考えてやっつてどこが悪いか。」って言う人が出てくるかも知れませんが。現状がいいから、それでいいんだじゃなくて、条例としてそういう町でありたいと、今の状態でありたいというなら、それを書き込むべきだと。そして住民の皆さんは『知る権利』というのがあるんだということ。即ち、住民参加が一番大事なのは『情報の公開』です。つまり情報を共有しないと、住民の皆さんもですね、町政についていろいろ言えないんですよ、ですから、そういう意味ではたくさんさんの情報を、できる限り解りやすく提供しましょうと、そういう義務も行政は背負ってるんです。そしてそれを知る権利が住民にあるんですっていうぐらいのことをですね、それは憲法には書かれてないですけども、そういう法律にありますけれども、だけれども我々自体もそれを再確認すると、そうしたものを入れ込むとですね、住民協働のあり方、小値賀町においてのまちづくりは官と民で一緒にやりましょうと、その姿勢は今の山田町長も大変お持ちです。そういう考え方をちゃんと今後もやれるように文章にしておく、こういうふうな作業というのはとても大事だというふうに思っております。

そういうふうなことでですね、どんなふうなものが自治基本条例だろうとかと、今聞いてもさっぱり解らんわけですから、先ほど、講演会ぐらい聞いてみるかという話でございますので、是非そういう形をお願いをしたいというふうに思います。私は、先ほどの質問の中で、「三年ぐらい」というふうに申し上げました。そのときに一応頭の中にどういうスケジュールを考えたかということを申し上げたいと思います。

それはまず、今年、先ほどの講演会みたいですね、専門家にそういう基本条例について話してもらおうということが一点。そして町の実情に応じたアドバイザーを選定するということが二点目。それから庁舎内、まずは行政の職員たちがですね、このことについて理解をしなければいけませんので、庁舎内におけるところの検討の組織を作るということが三点目でありませぬ。で、もう一点は、二十年度に向けて準備をするということ、策定委員会の要綱とか、委員の募集の仕方とかということとを本当は今年度中にやればというふうに思います。まあ私の頭の中にあることを申し上げます。

平成二十年においては策定委員会の委員の選定、そして委員会の設置、そして策定委員会の研究・開催、それらの情報が住民に知らされる、そういうことを一年間かけてやる。で、平成二十一年ぐらいになりますと、ある程度の基本条例のアウトラインが決まって、そのアウトラインの中で、或いは文章を提示しながら住民の皆さんと策定委員会の間で意見を交換していくということで、意見徴収を行ってシンポジウムなどを行うということ。そして平成二十一年の十二月の定例会に議会上程するというぐらいのスケジュールでどうだろうとかいうふうに思っておりますけれども、そのことについて町長の所見を伺っておきます。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

最初の第一点目でございますが、十分言われることは解っているつもりでありますし、私も四年前から常々、『前例がないからこれは駄目だ』というようなことは言わないでほしい。』と職員にも言ってきたつもりでございますので、前向きにやりたいといふうに考えております。

二点目については、講演会、アドバイザー、それから職員の研修、それから策定委員会等もいろいろかと思いますが、どういう内容で出来るのか、これは私たちも知るわけではないわけでございますけれども、条例関係がいろいろの場合には、それに反した条例の場合は条例を変えたいと…。

はつきり二十年とか二十一年度までにやるということとはまず返事はできませんけれども、ただ講演会を開いて皆様にご理解をしていただくということだけをお約束したいと思います。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） まちづくり基本条例を最初に策定したというのが北海道のニセコ町っていう『町』だと。決して『県』

ではありません。都道府県ではありません。決して『市』ではありません。そういう小さな町がこれをやったということに私が非常に意義を感じています。

このニセコ町の基本条例の冒頭の文章をちよつと読ませていただきます。

「ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。

私たち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、『住むことが誇りに思えるまち』をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる『自治』が基本です。わたしたち町民は、『情報共有』の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中で、よろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。」というのが、この条例の冒頭にあります。

私たちは、そういう意味ではですね、国が今まで我々を指導・監督してきたものが、「どうぞご自由に」と言った以上はですね、我々の方針をしっかりと、じゃあこの時期に作りましょうと。今がチャンスなんです。ずうつと先になって作ってたって意味がない。国から権限委譲してきた。中央集権から分権型になってきた。だから今必要なんです。

そういう意味ではひとつこの重要性をですね、十分に肝に銘じていただいて、ひとつ今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

最後に町長の答弁をいただいて終わりにします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） ニセコ町の条例の方も熟読はしてませんが、一応読ませていただきました。

そしてまた、ニセコ町長ともですね、もう何回かお会いいたしましたして、いろいろと話をした経緯もありますし、趣旨は十分解っているつもりでございますので、そういうことで今後前向きに、「前向きに」と言う言葉はありますが、検討させていただきますと思います。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 十一時 十四分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

四番・小辻隆治郎議員

四番（小辻隆治郎） 私は町の観光行政、そして旧野首教会について質問したいと思います。

私は最近、今の時代は戦後の混乱期と状況が少し似ているのではないかと、そういう思いがしてなりません。それは二つの点においてであります。

一つは、全国各地の地方自治体が一斉にスタートラインに立って生き残りをかけたレースを走り始めたところ、そうイメージを持つからであります。つい数年前、地方自治体は合併の洗礼を受け、平成の大合併にいたしました。しかし、合併した所、合併しなかった所も今や地域の活性化、これをどうするか真剣に取り組んでおります。さながら戦後、復員してきた人たちが一線に並んで目的に向かって走り出した、そういう図式によく似ておるような気がします。

二つ目として、戦後帰還してきた人たちは、いわば裸一貫、何も持たない、体身一つと、そういう状況下で出発しました。地方自治体も勿論地方交付税の制度があるにしろ、昔みたいな潤沢な資金は今日望むべくもありません。従来は、国・県の指導方針に従ってさえおれば、自治体の運営は順調でした。そしてそのことが今まで延々と続いてきたわけです。

がしかし、今や八百兆円を超す国・県の借金は否が応でも私たちの地方自治体の財政を直撃しております。したがって政府の方針も地方自治体に自分のことは自分で自助努力をというような態度に変化してきております。

以上、要するに、スタートラインを一斉に走り出したこと、知恵と工夫を出していけば、成果を出せることが地方自治体にも当てはまること、これを言いたかったわけです。

そこで今、活性化のために何をなすべきなのか、それはやはり観光であります。幸いに近年、観光資源として自然体験のほかにも農業体験、漁業体験を伴う体験型観光というのが全国的に広がりをみせております。現在、国内の修学旅行より先に、国際修学旅行が来島しております。本日も来ております。これも体験型観光であります。町としても体験型観光を含む観光事業に力を入れること、それも先駆的に取り組むことが、表現は悪いですけども、他の自治体との差別化につながるような、そういうやり方をしていかなければならないと考えます。

公共事業の減少、第一次産業、とりわけ漁業の不振は町の経済に大変な影響を与えております。少子化、高齢化、後継者不足と、そういう悪循環の中で光明を見出すとすれば、観光産業といえるものを構築していくことがもつとも肝要ではない

かと、そういうふうに考えます。

そこで、一問目として観光一般についての町長のお考えを伺います。

二問目として、来年十月に旧野首教会が百周年を迎えます。いろいろ企画しておられると思いますけれども、これらを取りまとめ百周年事業を盛り上げていくということが肝心かと考えます。これの組織作りはどうなっているのかお伺いいたします。

三点目として、旧野首教会は、また『長崎の教会群とキリスト教関連遺産』として世界文化遺産の候補となっております。長崎の教会群という広域にわたっておりますが、各地域、各団体との連携とか、そういうものをどういう形で展開していくのかお伺いいたします。

再質問は、質問者席にて行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 小辻議員の質問にお答えいたします。

小値賀町の第一次産業の現状については、農業が新規就農者の増加に伴い、年々生産・販売金額が上昇しておりますが、漁業においては、平成十八年度は若干持ち直したものの、漁獲高は年々落ち込む状況となっております。また、新規就業者もこのところなく、後継者不足が漁獲に大きく影響しているものと考えられ、漁業の低迷がデータでも如実に現れているところです。

こういう状況の中で、町の新たな活性化策といたしまして、近年、自然体験を主とした交流人口増加策のための事業を進めております。ながさき島の自然学校の立上げを始め、さらに、この組織が中心となった農家・漁家民泊事業に昨年からの取り組み、そして今年の二月には、観光協会や自然学校、民泊部会などが一本化されてNPO法人おぢかアイランドツーリズム協会として発足したことは記憶に新しいことと思えます。

農業や漁業の体験観光事業は、旅行業にとつてメジャーになりつつあり、全国的にも脚光を浴びておりますことは承知をいたしております。また、長崎県といたしましても、グリーンツーリズム事業が積極的に推進され、条例改正等の条件整備がすすんでおり、小値賀町といたしましても、この波に乗り遅れないように産業振興課とアイランドツーリズム協会が連携をとりながら事業を進めているところです。

一点目の、「観光一般に対する姿勢」でございますが、漁業の低迷や公共事業の減少は、地域経済に与える影響が大きく、それを補う方法として、観光を起爆剤にすることが小値賀振興のカギになると考えております。これまで、町では、観光の振興と交流人口の増加策のために観光協会を立ち上げ、職員二名配置して積極的な観光活動に取り組んできました。その結果、公共事業等の減少による小値賀来町者の大きな減少を若干止める成果があったと確信をしておりますが、交流人口の増加策の一端を担うまでには、残念ながら至らなかつたと分析しております。その後、おちか国際音楽祭の画期的な事業活動によりまして、「小値賀」という名前が脚光を浴びることになりましたが、大幅な観光客の集客には結びついていない現状にあります。

国の方では、二十一世紀は観光の時代と位置づけ、各種の新しい政策を打ち出しており、特に、第一次産業と連携をした島の体験は、小値賀町観光の核になる可能性を大いに秘めていると思っておりますので、今後もこの方向性を推進したいと考えております。

次に、一点目の旧野首教会の百周年記念事業の件ですが、二〇〇八年十月二十五日に献堂百周年を迎えます旧野首教会は、皆様もご承知のように「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」としてユネスコの世界文化遺産暫定リストに登録がなされております。世界遺産は、我々が考えている以上のネームバリューがあり、すでにエージェントからの引き合いが来ているように聞いております。特に、九州本土や五島列島というエリアの中では、暫定とはいえ世界遺産ということ自体が初めてでありますので、大きなチャンスとして観光に直結したいという動きがあります。県の観光振興推進本部も、世界遺産への登録については、県庁内でも連携をとりながら積極的に取り組んでいるとの話でありました。

町内におきましては、教育委員会の方で、小値賀町の世界遺産登録推進協議会的な組織を設置して、本登録に積極的な取り組みを行うよう県教育庁学芸文化課に新設された世界遺産登録推進室からの要請があつております。町といたしましては、教育委員会、産業振興課や総務課など役場内の関係部局、或いはNPO法人IT協会、おちか国際音楽祭実行委員会などの民間組織と総合的な連携をとりあつて、世界遺産の登録推進活動の一環として教会献堂百周年記念にちなむ事業を推進したいと考えております。なお、県や各方面でもこの事業について、支援が可能だという話をいただいております。

百周年と世界遺産が結びつくことは、まさに千載一遇のチャンスであります。できるだけ早く具体案を策定して、今年度から準備に取りかかりたいと考えております。

三点目の長崎の教会群の広域的な取り組みにつきましては、世界遺産候補の教会としては、議員さんもすでにご承知と思えますが、長崎市五件、佐世保市一件、五島市三件、平戸市二件、新上五島町二件、小値賀町が一件の計十四件が挙げられています。一方、棟梁鉄川与助という切り口で見ますと、九州各地で設計した教会が三十件を越え、長崎県内でも十四件の教会が建築されており、このうち国指定重要文化財が三件、県指定有形文化財が三件重複してはいますが、世界遺産の暫定リストに登録されているのが五件と、その功績には目を見張るものがあります。そこで、鉄川与助をキーワードとしてネットワークが取れないかと検討がなされているところです。例えば、鉄川与助の教会建築の歴史や最後まで仏教徒として教会を建築し続けたという人間性をたどるメニューによって、百周年目の旧野首教会や小値賀全体を基点として、広域的な取り組みができるのではないかと考え方です。また、これらの教会群が、順次、百周年を迎えることとなりますので、連携ができないか調査を始めているところです。

特に、アメリカ高校生の国際親善大使事業におきまして、平戸との関係が密になりつつありますので、県北から五島、長崎ルートが是非具体化して欲しいものだと期待をしております。

また、広域連携に県や関係エージェント、或いはテレビ局、新聞社等も参画してもらおうことで、新たな展開につながると確信をしておりますので、積極的に取り組みを行いたいと考えております。以上です。

議長（横山弘藏） 小辻 議員

四番（小辻隆治郎） まず第一点目の、観光産業の育成について今ご返答がありましたけども、これは私が三・四年前に一般質問の中で出した質問でございます。その際は、町長のご返答は少し消極的な意見だと記憶しております。「癒しの島だからあんまり標識要らない」とか、「補助金をもらわないと標識ができない」とか、そういう返答を聞いた覚えがあります。

ただ、今日、所信表明でも交流人口の増加とか、そして今おっしゃった中にもそういう文言がありました。そういうことを考えればですね、交流人口の増加というのはそれは言うだけでは簡単ですけども、ハード面の、どういう形でそれが表れてくるかと、積極的な気持ち表れてくるかというのと、やはりハード面の整備もその一つであろうと思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

確かに四年前は消極的と言うよりも、予算がなかったというのが正直なところですが、小辻議員さんもご承知のとおり、小関さんがアレックス・カーさんをお連れになつて、そして小値賀のすばらしい自然と野崎の景観を気に入りまして、トヨタ財団が来て、その後、アメリカの高校生の親善大使が来た経緯があります。

そういうことで、今年も野首教会の補修がですね、約八百万ぐらいはかかるんじゃないかと、漆喰が天井が大分傷んでおりますし、外側のステンドグラスをする雨戸が全部傷んでいると。そういうことで早急にしなければと考えております。

また、野崎学塾村の増改築につきましても、国土交通省の方に昨年行きまして三千五百万のうちの、二分の一の補助金をいただいたと。それで、今年の九月以降に事業を着手したいと。

そういうことで、今後ともやれるところは是非やりたいと、そういうふうを考えておりますので、今後とも積極的な支援をして頑張りたいと考えております。

以上です。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 旧野首教会の補修については、重々産業振興課の方でも聞いております。その点については確かによくやっているとします。

ただし聞きたいのがですね、これは三・四年前の私の一般質問と関連して言うんですけども、今回初めて標識が十本ほど立っております。これはそのときに町長が約束したことを実現したことかなと思うんですけども…。

最近、ある旅館に外国からのお客さんが結構来ております。昨年度は十組でしたけども、今回は十六組に増えております。

おまけにそれは日本の旅行会社を通じたものではありません。どういう理由で小値賀に来たのか私ちよつと英語は分からないうもんですから質問したことはありませんけども、そういうふうで外国の旅行者が来ると、散歩していても、そして見学に行っても自分の居場所が判らないと、英語の表示はありませんから、判らないと、そういうような状況であります。

ところで、お聞きしますけども、こういう『癒しの島おぢか』という今回パンフレットを産業振興課が出してますけども、その中ですね、番号をふっております。小値賀中、番号をですね。その番号に相当する場所にですね、標識があるのかどうか。これについては、今のところ無いようですけども、どうお考えでしょうか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

詳細についてはちよつと分かりませんので、担当課長にさせます。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えをいたします。

昨年度から標柱・標識についてはできる部分です、自前でやるということですが、予算をつけていただいております。

それで、この標柱設置場所につきましては、観光協会、教育委員会、旅館組合、それから『なんでんカンデン探検隊』、あと町の方ですね、若手を中心とした『観光推進隊』というのがありますので、そちらの方で組織して一応検討会を立ち上げております。

それで、全体的には五十四基ほど必要ではないかというような結論に達しているところですが、現在、いろんな準備とか設置場所、そういったのを検討した結果、まだ十基しか設置ができておりません。あとについては今年度なんとか設置をというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議員

四番（小辻隆治郎） 前向きに対処していることは頼もしい限りです。

しかし、今後はそういう外国の旅行者、そして最近県は中国とか韓国からも観光客を呼ぶというような、そういうような計画も練つとるそうです。もし仮に小値賀に来た場合にも、そういう旅行者にもやさしい、そういうようなものがほしいと思います。

それでは次に移ります。

野首教会の百周年についてですけども、今、教育委員会とか産業振興課、総務課、それからアイランドツーリズム協会、おぢか国際音楽祭、そういう人たちを集めて委員会を作るということですけども、その中に町長はどういう立場でおられるんですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今、お願いをしているのが、今後どういうふうにするかということ、早急に指示するようにいたして

おります。

私の立場と言いますと、『実行委員長』になろうかと思えます。

議長（横山弘藏） 小辻 議員

四番（小辻隆治郎） 委員会を立ち上げるのは勿論大変結構な事なんです。ただ、その中でですね、例えば課長の人たちが集まって話するのはいいんですけども、そこである程度リーダーシップをとった人間がおらんことにはですね、なかなかまとまらないというふうに自分は考えるんです。

と言うのは、委員会で主張するということはそれぞれの立場を主張することです。ただ、町長が今所信表明でもおっしゃったように、交流人口を増やすと、是非とも増やしたいと、そういうような考えを持っておればですね、ある程度それぞれの立場を統括していくことが必要じゃないかと思うんです。

と言うのは何を言いたいのか言うそうですね、一応文化財の保護というのを念頭に置く部署もあると聞いております。その際、観光がその文化財の保護と相反するというような、ひよつとしたらそういう考えじゃないかなというふうに思うんですけども、それが相反しないというような、そういう方向で持っていくにはやはり町長のリーダーシップが必要ではないかと、そういうふうにあります。

その辺はどうお考えですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

役場の教育委員会、それから産業振興課、それから総務課というだけでなくて、IT協会、それから国際音楽祭の実行委員の皆様と一緒に立ち上げをしたということで、今現に進行中でございます。

この文化財の活用については、私の答弁とちよつとあれですから、正確なところを教育長に答弁させます。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 私の方から答弁をいたします。

先ほど、小辻議員がおっしゃった文化財の保護ということではですね、これは文化財の保護法が基本にあつて、町の方も『文化財保護条例』というのがございます。

で、先ほど小辻議員がおっしゃった文化財保護の方の観点と、活用の方、これは基本的には私ども教育委員会の立場はですね、文化財保護法及び町の文化財保護条例の趣旨で、今のところは基本的には考えなきやいけない。

ただし、文化財そのものはですね、やはり活用の面もその中に謳われておりますので、保護の趣旨に逸脱しない範囲の中で活用の方は考えなきやいけないというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 文化財の保護と活用ということですけども、活用の方が観光とある程度は重なってくるんじゃないかと、そういうふうに思います。

ただ、結局そういう温度差があればですね、委員会の活動にも少し不協和音と言うか、そういうふうな原因になるんじゃないかなと、そういうふうに思いましたもので、この質問になったわけです。そういうところにより町として、小値賀町を、私の先ほどのちよつと長い前置きの中に言いましたけども、他の自治体との差別化を図るためにですね、そういうリーダーシップをとって行っていただきたいと、そういうふうに思った次第です。

次に、三問目ですけども、ずいぶん長崎県多岐に渡ります。壱岐と対馬を除く長崎県全体の範囲に教会群が散らばっている。そういう中ですね、今長崎県の観光振興本部ですか、そういう所からこの前、六月一日の『長崎新聞』に載っております。そういったけども、「長崎巡礼」という観光ルート創設へということがあります。

現在、野崎の方にはですね、こちらで今民泊というのがはやっていますけども、民泊しない人は結構日帰り客が多いということなんです。しかし、今後、そういう長崎巡礼観光ルートというのが創設されていけばですね、設置されていけば、如何に元島の方に泊まらせるか、お金を落とすかと、そういうような工夫が必要ではないかと、そういうふうに思います。その中で、各地域の話し合いの中に加わってくださると思いますけども、はっきりした独自の計画を持って、今後他の地域と、他の団体とか、それに売り込みをかけるということが必要ではないかと思えます。

それについては町長どうお考えですか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

先月、世界遺産推進準備室の方からですね、小値賀の野首教会を見に来たわけでございます。その中で、暫定リストに上

がった所を全部回ってですね、特に小値賀の野首の場合は野首教会のみでなく、近隣の段々畑をエリヤに今後検討したいと。そういう何か大きくなっているようでもありますので、そういうことがはつきり決まったら関係市町村と話し合いをしたいというふうに向っておりますので、どういうふうにごとまで、後の方の石垣がちよっと崩れてはおりますけれども、そういう修復も含めてですね、県からの回答をもってですね、今後検討したいと考えております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 一応県との話し合いとか、近隣市町との話し合いとか、そして旅行会社とか、いろんな話し合いの機会が大変あると思います。

しかし、旧野首教会が百周年であること、さらに三年後には世界文化遺産、そして旧野首教会が登録されるかどうか、これは大きな小値賀町にとってはイベント、大きな出来事、そういうふうには理解します。

そういうことを踏まえて、小値賀町が観光産業として如何に育っていくかということを考えればですね、それは大きな起爆剤になるというふうには私は考えております。

最後に、町長の観光に対する決意を聴いてこの質問を終わりたいと思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 先ほどもお答えいたしました。来年の十月の二十五日に野首教会が建堂百周年を迎えると、「こういう千載一遇のチャンスを見逃す手はない。」というふうにはお答えいたしましたし、今後ですね、文化財は文化財として、また活用策は活用策として前向きに検討して頑張らなければならないんじゃないかと思っております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休 憩	午 前	十一時	五十六分	—
—	再 開	午 後	一 時	三十分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

町長より訂正の申し入れがありますので、それを許したいと思います。

町長（山田憲道） 訂正をさせていただきます。

小辻議員さんの質問の中で、野首天主堂の補修費を八百万というふうに言ったわけですが、二百五十万の間違い

でございました。

深くお詫びして訂正させていただきます。

議長（横山弘藏） 一番・宮崎良保議員

一番（宮崎良保） 私は、担い手公社の今後の方策及び畜産研修実施についてと、二問目に交流人口増加に対する施設の整備についてお伺いをいたします。

最初に、小値賀町の担い手公社の方策について質問をいたします。

小値賀町の農業については、平成十七年度決算によりますと、系統販売高が四億九百九万二千円、平成十八年度が四億一千四百四十四万八千円と上昇しております。また、漁業についても、平成十七年度が九億七千七百万円から平成十八年度は十億円を越したもようであります。これも農家・漁家はもとより、関係機関や行政の日頃の努力の結果であろうと推察をいたします。

しかしながら、大局的に見ますと、農漁業の就業人口の減少や高齢化により、将来の構図を見るとときに一抹の不安もあります。農業に活力を入れるには、担い手の育成や新たな農・漁業従事者の確保が必要不可欠だと感じます。行政におきましても、担い手公社の設置等を設立して、農業の担い手の育成に力を入れていることは本当に素晴らしいものと感じますが、しかしながら、農業のみならず、小値賀の産業の中心である漁業や商工業におきましては、その対応が目に見えているものが感じられません。漁業や商工業におきましても、同じような問題を抱えていることは、皆さんも十分に承知のことと思います。

そこで、今後、この担い手公社において各産業の担い手作りができないかお尋ねをいたします。

現在、小値賀町担い手公社は、第六期生・第七期生の四名の研修生が研修をし、将来の農業の担い手を作る重要な事業として実施をされております。しかし、この担い手公社を作るときは、農業のみではなく、漁業も商工業も後継者対策として実施すること、あえて農業公社にしなかったと聞いております。

そこで、将来当初の目的どおり、漁業や商工業の研修も実施するのかお尋ねをいたします。今のまま推移していきますと、小値賀町の産業は将来落ち込む一方であり、早急にこれらの産業の研修も後継者を作ることを目的とし、研修期間を二年間に捉われず、一週間とか一カ月とか、滞在型の小値賀の産業との交流を含めた幅の広い担い手作りの方策を検討していた

けないか伺います。

次に、公社で作った物産を加工し、開発し、販売宣伝を活性化させ、研修生と町民との人的交流など、基本的なものを含めて研修させながら、常に緊張感を与えることによって将来の生活安定を学習していただきたいと思っております。

そのため、現在、産業振興課での、じげもん班の業務を公社に委託し、官から民へ事業を移行し、官では出来ない自由な発想により収益を考えた物産の開発や宣伝販売を効率よく円滑に実施していけないか伺います。また将来には、より活力ある公社の経営をほんとに考えてほしいと思います。

次に、担い手公社の研修に畜産を導入できないか伺います。

先ほども申し上げましたが、現在、第六期生・七期生の四名が研修中ですが、研修が終了し、いざ農業で自立しようとするのを見るときに、農産物での生活は少し不安があります。

小値賀町の農業を垣間見るときに、農産園芸と畜産との複合経営が主流だったと思います。その後、儲かる農業への移行ということにより、昭和四十七年に畜産と養蚕部門とに大きく分かれ、現在畜産と園芸農業とに分かれております。しかし、小値賀町で安定した農業経営を目指すには、この畜産が欠かせないものと推察をいたします。当町にとって畜産は最大の産業であり、収益を計算できる農業であり、土作りなど収益以上のものがありますので、農業経営を開始するにあたっての支援を考えられないものでしょうか。

現在、担い手公社を卒業した人を見ると、農業に従事している人は今年の二月に有望な従事者が農機具の事故死といった痛ましいこともありましたが、大型施設ハウスでの自立をしている人が一名、露地作物を主体としている人が一名、畜産に従事している人が一名、畜産農家に嫁いでいる人が一名であり、その他の卒業生はまだ自立できない状況です。

平成十三年度より受け入れた研修生は十三名であり、そのうち卒業生が五名、断念者が四名で、農業経営に移行している割合が低く、また園芸農業に従事している人の経営は大変厳しい状況です。このような中で、十アールの施設ハウスを二棟建設し、二カ年の間その施設ハウスを使用させることにより、生活の基盤を作っていくことですが、今後の園芸農家は、作りやすいものを規模拡大し、価格が安くても数量を出荷して販売高を確保するか、若しくは消費者が望む産物を限定し、高価格で販売して収入を確保するかの、二者選択での基盤が必要です。むずかしい選択を担い手の卒業生に二カ年で選択させるとするのは大変なことだと感じております。

そこで、その幅を大きくするために、小値賀農業の基幹産物である畜産の研修が是非必要ではないでしょうか？また、早急に規模拡大が困難な卒業生にとつて、園芸農業だけでは台風などの不慮の災害発生による収入が不安定であり、年間農業収入で計算できる産物が必要です。その産物が畜産ではないでしょうか？担い手公社に畜産の研修があれば、畜産への興味もわき、複合経営での安定した経営が可能になると考えます。畜産の研修を実施するにあたり、公社での畜舎の建設や家畜の飼養は困難であろうとは推察をいたします。また建設するとしても、子牛の導入から販売までは三年弱の日数が必要であり、二年間での研修で全ての畜産の概要を研修するには、少なくとも五頭以上の飼育が必要であり、その間研修生は一日たりとも休めないという大きなリスクが伴うことが十分に考えられます。

そこで、畜産の研修を効率よく研修するために、十頭以上飼育している一般の畜産農家と契約をし、半年間約月二十日程度研修すると、様々な研修が可能ではないでしょうか？十頭以上飼育している場合、月二十日研修すると、発情の観察や人工授精の経験、分娩の経験をすることができ、半年実施すると、生産検査のモーリング設置から耳票番号の実施もでき、より畜産に興味を持ち、一人でも研修終了後に畜産経営をなす人が出てくると、農業経営の安定ともに、小値賀町の畜産の増頭にも寄与することとなります。

幸いなことに、現在里山放牧事業の実施により、早急な畜舎の建設は要りません。移動式スタンションと、飲み水確保用のタンクと電柵があれば、通常の畑でも飼育が可能ですので、まずは家畜に慣れ親しみ、愛情をもった農家との交流を見ると、「やってみよう」という研修生も出てくるはずでございます。その後、リース牛舎などの支援を考慮でききかないか、是非前向きに検討していただけるよう、町長にお伺いをいたします。

再質問は、質問者席から行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） まず一点目の、「小値賀町担い手公社の方策についてで、研修生の受け入れを農業だけでなく、漁業・商工業に係る研修生の受け入れの計画があるのか」ということでございますが、ご承知のように、小値賀町担い手公社は、平成十三年三月二十八日、財団法人として県知事から設立の許可を得て、法人登記をしております。

登記に当って、公社設立の目的には、「地域の特性と資源を活かした農業振興を図るため、地域内外と一体となって、次代を担う担い手の育成及び農業生産基盤の充実を推進し、もって農業の総合的な発展と生産性の高い二十一世紀農業の確立

に寄与することを目的とする。」とあり、地域農業の振興や農業研修等によって農業の担い手を育成する公社と位置づけられており、漁業・商工業のことについては触れておりません。

しかしながら、名称については、将来に渡っては町産業全般の振興、とりわけ後継者の育成も視野に入れた公社を目指していくということで、『(財)小値賀町担い手公社』という名称にいたしておりますし、理事や評議員等、役員の数においても、今後を見据えて含みを持たせております。

町産業の後継者の現状を見たときに、後継者の育成確保は大きな課題であることは十分に認識いたしております。町内、各産業の後継者グループの会員数は年々減少の一途をたどり、組織の存続すら危ぶまれている状態にあるグループもあります。漁業・商工業の後継者育成のための研修となると、指導者の問題や技術習得に時間を要し、収入の見込めない時間が長いこと、更には設備投資に多額の資金を要するなど課題もたくさんありますので、公社において単独で取り組むことは難しいと思われませんが、漁業後継者の育成については、県が行なっている『二十一世紀の漁業担い手確保推進事業』による研修支援や漁船リース制度などを活用しての研修については、直ぐにでも取り組みは可能と思われしますので、今後、農協・漁協・商工会等の関係機関と連携して、地域が一体となった新規就業者の受け皿づくりを、担い手公社理事会等において検討していただきたいと思います。

次に、「公社を充実させ町内の産物を円滑に効率よく宣伝販売する方策は考えていないか。また、じげもん班を担い手公社事業に委託し、利益を考えた産物の販路拡大を目指す考えはないか」ということについてですが、農協、漁協がありますので、農業者、漁業者の生産物について、直接担い手公社が宣伝販売することはできませんが、担い手公社寄付行為第四条の中の、公社が行う事業に「農作物の加工及び販売事業」とあります。

公社において生産された作物については青果物として、またトマトジャム等加工品としての販売等を行っており、昨年度の販売額は、ブロッコリー苗販売等合わせますと約八百七十万円になっております。

担い手公社は、公益法人として担い手の育成を主な業務としておりますが、会計においては、農業研修等に係る費用は、非収益事業として、その他については収益事業とに分けて行なっております。

収益事業においては、苗販売や堆肥販売、農作業の受託等の業務も年々伸びてきておりますが、まだ町からの補助金に依存した運営となっております。今後、健全な公社事業活動を展開していくためにも、高付加価値作物の生産や農産物の加工

販売等の公社独自で収益事業に力を入れていきたいと考えておりますので、役場じげもん班の業務を担い手公社に委託することは考えておりません。

具体的には、今年度から商工会・役場じげもん推進班が実施を計画している宅配による『特産品のセット販売事業』とタイアップしての青果・加工製品の販売拡大を目指していきたいと考えております。

次に、二点目の「担い手公社での畜産研修の実施について」ですが、現在の二年間の農業研修においては、一年目が農業全般を、二年目は就農に向けたことを指導しておりますが、農業研修希望者のほとんどは農業の経験のない方で初歩的なことから教えていかなければならない状況にあります。

公社での二年間の研修だけで直ぐに農業での自立は難しく、研修期間終了後の濃密的な営農指導は不可欠であります。今の公社体制では十分な対応が難しく、県単独事業の地域就農塾推進事業等の活用により、自立支援策を講じていくようにしております。

畜産、ことに繁殖経営においては、先ほどの漁業新規就業と同じような技術習得に要する時間、牛の導入や設備投資の問題など課題が多くあります。その上、ご承知のように、子牛の導入から種付け、お産、そして育成と大きなリスクを背負うこととなりますので、ゼロからの出発となると、経営的に大きな支援が必要となります。

しかしながら、町畜産の現状を考えたときに、飼育頭数は増頭いたしているものの、高齢化により飼育戸数は減少の一途にあります。町農業の振興を考えたときに、畜産を志す農業者を一人でも多く育成したいという考えはありますので、今後和牛部会役員等と協議して、指摘のような畜産農家と連携した研修方法が可能かどうか検討をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（横山弘藏） 宮崎 議員

一番（宮崎良保） ご丁寧な答弁ありがとうございます。

かなり農業公社についての方策については町の方でも大分真剣に考えているとは思いますが、今の現状でいきますとですね、研修生も二年研修して五年ここで従事するということで、七年間束縛をされるというふうな感じがいたします。それで、どうしても担い手の公社の方策を活性化する、活力ある農業を作るためには、やはりIT協会と連携をしてでも

ですね、長期・短期、五日間とか一週間、一カ月等々の研修も必要であろうかと思えます。その上で判断をさせていただいて、研修生の応募に応じてくれれば、益々、この農業に従事する人たちが多くなるのではなからうかと私は考えておりますので、その点は町長どう思いますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

この問題は大変難しいと思っております。

一応担い手ですね、私が理事長ということになっておりますが、理事会等を開き、いろいろ専門分野の話も聴きながら、この意見はまた皆様に理事会で諮ってですね、それで今後の検討とさせていただきます。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） ありがとうございます。

是非そのようにしていただきたいと強く希望いたします。またこの件について、先にでもですね、後にも質問をしたいなあと考えております。

畜産についてでお伺いいたしますけれども、畜産については町長の答弁によりますと、牛舎を作ったり、牛を飼うたりというような感じで答弁をなさいました。

私は、そこまでは必要ないだろうと思っております。例えば、笛吹在とか大浦とか十頭規模の農家の方と契約をしてですね、半年間、月二十日間ぐらいを研修にやりますと、別に先生も要らんわけですね。農家が先生となって小値賀の牛を、小値賀の飼いで教えてくれるという、すばらしい研修ができるわけですから、これはどうしても小値賀の畜産を担うためには是非やっていただきたいなど考えておりますけれども、その点どうお考えでしょうか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

今、里山等で畜産の部会の方が場所が足りないということと一応放牧等もですね、今視野に入れてやっております。また、飼料の方が大変足りないということで、そういうこともいろいろありまして、町の方が一生懸命そういうふうにしても、果たしてそういうのが条件に合うような格好にできるのか、そういうこともありますし、この件につきましても先ほど申し

上げましたが、和牛部会とよく相談しながらじゃないと私も牛のことはよく判りませんので、そういうことで答弁をさせていただきますかと思えます。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） ありがとうございます。

是非私の方からですね、和牛部会の方にはお話をして、そういう検討をしていただくよう要望していくつもりです。町としても、できればですね、前向きの方で進んでいければなあと思えます。

そういうことで、第一項目の質問を終わります。

続きまして、第二項目の質問に入ります。

交流人口の増加に対する施設の整備についてということで、町長にお伺いをいたします。

本年度より、『NPO法人おちかアイランドツーリズム協会』が発足をいたしました。また国際交流学習も実施され、夏休みには、IT協会ながさき島の自然学校の主催する子ども自然王国も三回にわたり、約百名程度来島することもあります。また各旅行会社のツアー等もあり、この六月・七月・八月は大幅に交流人口が増えるだろうと推測をされます。自然体験あり民泊あり、また多くの食材を購入し、小値賀町の産業全体に活力を与えるものと期待をされています。小値賀町の交流人口の増加には、美しい自然と安心を与える人との交流、そしてやすらぎの時間がかかせません。

そうした中で、小値賀町の観光施設を見回してみますと、老朽化した施設が目立ってきました。特に、前方の愛宕山頂上の東屋においては、三年ほど前、石作りの椅子が壊れ、怪我をした子どもが発生をいたしました。その時は軽症ですみましたが、その石作りの椅子はまだそのまま放置された状態で、より景観を阻害する要因となっております。

この愛宕山は、小型の『姫蚩』の生息が観測され、昨年より夜間に蚩の観測に来る人も多くなり、注目をあびております。今後の小値賀町の観光資源としてなすべきものであろうと推察をいたしますので、是非このような施設の整備修復が重要かと考えております。

また、その他の観光園地を見ると、膳所城の看板の腐食により、松の木に寄りかかった状態であります。膳所城付近は大変重要な歴史的文化財です。是非このようなことが無いよう、早急に修復してほしいものと考えます。

また、柿ノ浜や斑島園地に行く道路の樹木の枝による小値賀観光バスでの案内が困難な状況になっております。特に、番

岳園地・斑園地、その他夕焼け道路周辺の景色の妨げになっていく竹藪などを、全部とは言えませんが、特に景観の素晴らしい箇所を選定し、数メートルでも竹藪等の整備ができれば、来島してくれる観光客には、そのちょっとした心配りが感激をもたらすものと推測をいたします。

町外からお客を呼び込む方策は、IT協会を通じて今後増加するであろうと推察をいたします。しかし、小値賀町の先輩にあたる松浦の民泊において、まだ公表する段階ではありませんけれども、本年度の集客が激減している模様です。

小値賀町にとつてもちよつとした整備により、安全で、やすらぎの時間を与える整備により、より多くの集客が可能ではなからうかと推察いたします。IT協会では、本格的に集客する体制は本年度が最初であり、まだまだその運営を考えると集客業務が主体となっております。

また、農林水産省の農山村活性化策を検討する推進本部の、二〇〇八年概算要求に向けた指針が、二・三日前の『長崎新聞』で発表されております。農水省においても、集団宿泊体験や自然体験、農林漁業体験を実施することを提言し、修学旅行などの宿泊体験の受入態勢を整備することとなっております。そのため、積極的な過疎のモデル地区を選び、受入団体等の助成や文部科学省と協力して学校のニーズに対応したり、情報提供をするということになっておるそうです。国としても農村の道として整備をするなど、積極的に支援する体制を考えております。

そうした中、小値賀町の受入施設が壊れたりして、怪我人などが発生しますと、IT協会のみならず、今後の小値賀町の観光産業に取り返しのつかない痛手を蒙ります。せつかく作った施設ですので、今ある施設を十分に生かして、小値賀に来るお客さんのために、やすらぎのある時間を満喫させるため、こういった施設の調査と復旧・修理を早急に実施して、安心した観光業務に推進していきたいと考えておりますので、町長に伺います。

再質問は、質問者席から行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 観光の位置付けにつきましては、先ほど小辻議員の答弁の中でも説明をいたしたとおりでございます。今後、それに伴って受入施設についても整備が必要であると考えております。

一点目の、「愛宕山の東屋」の件ですが、小値賀町には、愛宕山や番岳、野崎など、県が整備した自然公園が全部で五箇所あり、県の公園につきましては、管理を町が委託され、草刈りや小規模な補修等は全部町が行っております。

ご指摘の愛宕山の東屋の件でございますが、町といたしましても危険な状態なので、以前から改修をお願いしております。県の方でも現地確認の上、昨年度予算化をして入札を行った結果、落札者がいなかったということで、再度、今年度予算化をしているとのこと。蜷の里としての認知度が上がり、景観が優れている愛宕山でゆつくりできないということは、観光客に不愉快な思いをさせることにつながりますので、県と連携をとりながら早急な対応を図りたいと考えております。

二点目、「膳所城跡の看板」についてですが、膳所城跡は、町の文化財としては指定されておりませんが、五島列島最古の城跡であり、平成十三年に地形実測が行われた町文化財指定候補となつているところであります。また、観光パンフレット等にも掲載して、歴史・文化的な観光スポットとしてPRしておりますので、早急な対応が必要と考えております。

ただ、県の補助事業に該当しにくいことや、本格的な観光産業化を目指す上で、統一した観光や歴史・文化の案内板としての方向性など、関係部署が連携した十分な検討が必要ですので、仮の補修にとどめておりますが、そこら辺も勘案の上対応を図りたいと考えております。

三点目、「園地道路の樹木」についてでございますが、近頃、アイランドツーリズム協会が誘致した観光ツアーが小値賀交通バスを使った観光周遊をする機会が多くなつており、観光客のニーズに応える受け皿づくりを積極的に進めなければならない時期にきていると痛感いたしております。

ご指摘のことにつきましては、小値賀交通とも連携をとりながら、通行に支障のない必要最小限の部分での対応を図りたいと考えております。

四点目、「園地の樹木」についてですが、各地の展望所におきまして、樹木の成長により遠方を見ることができない場所があります。ご承知のように、県が園地として指定している所は、西海国立公園の特別地域に指定されておまして、原則的に樹木の伐採については環境省の許可が必要でございます。ただ、通行などの妨げになる場合や災害上は特別な判断での対応が可能です。

ご指摘の部分につきましては、景観上や公園の趣旨からも問題があると考えますので、国や県と協議の上、しかるべき対応を図りたいと思います。なお、環境省のグリーンワーカー事業がありますので、補助事業が使えないか検討をいたします。

議員がご指摘のように、観光の産業化を推進していく上では、安全で安心で安らぎ感のある質の高い事業展開が必要です。今後、担当部局と十分検討をいたしまして、観光の基盤整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） ただいまの町長の答弁によりますと、愛宕山の東屋は落札者がいなかったということでありませうけれども、あそここの耐用年数は何年でしようかね。確か昭和六十二年頃、あそここの東屋ができたと思うんですよ。それをここの二年修復して、その落札が出なかつたつちゅうのは、その対応が大幅に遅れているんじゃないかと考えますが、その辺どうお考えですか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

これは県の事業でやっております、確かに昭和六十何年ぐらいに、ちょうど私の担当だったと思いますが、その作つたのは覚えておりますし、今ですね、やり方でシロアリが入っていると何かとかということも聞いておりますし、町としてももう一応解体をいたして、それで木造の方にですね、替えたいというふうに思っておりますので、この点も県と今協議中ですので、もうしばらく待っていただければと思っております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） ありがとうございます。

積極的にですね、その修復が不可能というふうなことがあるならば、私は撤去してほしいというような質問をしようかなと思つたんですけども、今の町長の話では取り壊してまた木造にするということ、推進中でございますので、その点ひとつよろしくお願いをいたします。

特に、あの辺は『姫虫』ですか、小型の姫虫ですね、高山になると大型の姫虫になるんですけども、海抜が低い関係上、小さい虫なんですけども、もう大量にあります。ほんとに素晴らしい景観と今なっておりますので、是非早急にやしてほしいなと考えております。

で、膳所城の看板については、私が質問するのを聞いたかどうか知らんですけども、今朝ちゃんと針金で打つて修理をしております。しかし、まだそんな程度の程度ではですね、あそこはちよつとまだみすばらしいということですので、本格的にですね、そういうった看板の設置への対応を考えてほしいなと思っております。

で、柿ノ浜や斑園地に行く上の樹木、上の樹木ですね、もうバスが通られん状態ですので、そのバスの通られん所だけなつと伐採をしてですね、観光バスが通れるようにしてほしいなと考えております。

で、園地のことについては「官公庁がどうのこうの」と言っておりましたけども、樹木じゃないですね、竹藪なんですね、「樹木の所を伐採せろ。」とは私は一言も言っておりません。竹藪の所を、景観が見える何メートルの所だけ伐採してくれば、もつと安らぎのある空間が、あそこでゆっくり話し合える時間ができるのかなと考えております。

今の状態であれば、もう山の中に隠れてしもうて、まったく行く気もしないというような、そんな感じがいたしますので、その辺の考慮をどう考えているのか、もう一回、町長にお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

膳所城の所の看板については、先の小辻議員さんの質問ですね、担当課長が説明したと思いますが、横文字の付いた看板で、手作りでやるということでございますので、もうしばらくお待ち願えればと思っております。

それから、道路の方で通行に困るといふ所についてはですね、担い手の方の伐倒班に相談をしてやりたいと。

それから、先ほどの樹木ではなくて竹藪ということ、この点がですね、園地のどの部分がちよつと私もまだ判りませんので、この分についてもまた一緒に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） ありがとうございます。

できれば早急にですね、一緒にでも回って検討してほしいなと考えております。

要するに、小値賀の観光の目玉というのは、人との交流と、そういう安らぎの時間でありまして、その辺をもう少し十分に考慮した観光の行政を推進していただければなとお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

議長（横山弘藏） 九番・松永勇治議員

九番（松永勇治） 町長、このたびの統一地方選挙において当選誠にありがとうございます。

住民の融和を図り、住民の声を聴き、厳しい財政事情の下で、後継者が減少し、少子高齢化が進み、財政需要は増してい

く中、限られた財源を有効活用し、知恵を出し、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを期待いたします。

私は、先に行われました、小値賀町長選挙で山田町長が掲げられた『マニフェスト』、即ち主張と約束について町長に質問をいたします。

『マニフェスト』は、国政選挙では平成十五年、二〇〇三年の衆議選から解禁され、今年二月二十一日成立した改正公職選挙法により、四月の統一地方選挙から知事選・市町村長選でも、候補者が政策の数値目標や財源の裏付け、達成までの行程などを掲げた公約集、『ローカルマニフェスト』を作成し、有権者に配布できるようになり、住民の身近な首長選でも導入されたことは大いに歓迎するものであります。

これまでの選挙公約は、いわば、「言いつ放しの誇大広告」の要素がありました。これに対し、マニフェストは検証と評価が可能となるように、具体的な数値目標や必要な財源の裏付けをできるだけ明確にする必要があります。作成から政策論争、選挙、そして四年間における達成度の検証というプロセスを経ることでマニフェストの目的は完遂されるものでありまして、行政を運営する首長がマニフェストを掲げる意義は大きいのであります。

この先、平成の大合併や国と地方財政の三位一体改革などもあって、自治体をめぐる状況は四年前と様変わりしています。本格的な地方分権の時代に移行しつつある今、町政発展の指針を積極的に示していく使命を負っております。

以上のことを踏まえ、去る四月二十二日執行の、町長選挙での主張と約束、マニフェストは四年間の政策骨子であることは承知いたしております。

また、広報『おちか新聞』六月号掲載の、インタビュー記事は見聞いたしておりますが、次の二点についてお伺いをいたします。

第一点は、「産業の振興と観光事業の拡大による活力あふれるさとづくり」は、町民が待ち望む小値賀町の発展、住民の生活安定に欠かせないが、どのような具体的施策・構想を描いておられるのか伺います。

第二点は、「小値賀町の起債(借金)は着実に減少」の項目文の中の、「この四年間で地方債(借金)を十六億三千万円減少」したのは、公共事業、公共投資など、事業をしなければ借金は減っていきません。借金を減らすことも大事ですが、減らすことばかり考えないで、借金を恐れずに町長が『マニフェスト』に掲げている「産業の振興と観光事業の拡大による活力あふれるさとづくり」、即ち経済活性化事業を積極的に進めるべきですが、町長の考えを伺います。

次に、「行財政改革により一億四千万円の歳出削減をした。今後も行財政改革を堅持する」のは勿論です。執行部のご努力により、四年間で一億四千万円、これを四年間で割りますと、年間三千五百万円したことは評価いたしますが、地方交付税は、平成十四年度二十億八千六百十四万九千円に比べ、十八年度十七億三千九十一万六千円で、四年間に三億五千五百二十三万三千円、一七％、年平均八千八百八十八万八千円減少しております。

歳出削減は四年間で一億四千万円、年平均三千五百万円では、収支のバランスがとれないために、不足財源を基金を調達、収支の均衡は保持されているのが現状です。また、平成十五年度以降における基金の経緯を見ますと、平成十四年度末、財政調整基金、減債基金、地域づくり振興基金、合わせて七億一千五百五十万一千円あった基金が、平成十五年度以降、本年度(十九年度)当初予算時点までの基金の取り崩し額は、五億三千八百九十三万三千円で、基金残高は一億七千六百五十六万八千円、また他の特定目的基金、土地開発基金、定額運用基金、国保財政調整基金、介護保険準備基金、以上、十六の基金残高は、七億七千五百七十八万六千円となっております。

財源不足調達基金であります財調・減債・振興各基金がなくなると、予算が組みなくなり、地方交付税の減少に対応する新しい財源の確保、歳出削減は本町だけのことではありません。

執行部は、交付税はこれ以上減少しないという考えのようですが、交付税の原資である所得税の三二％の額が、税源移譲による影響等も考えたとき、交付税の減額に見合う財源の確保策、歳出の思い切った削減が重要ですが、町長が掲げているマニフェスト、「行財政改革を堅持する」、「基金は今後四年間で三億円減少するが、さらに四年後は穏やかに増加に向かう」とされている」というようなことについて、今後の「行財政改革」の具体的な数値目標、並びに「基金は四年後は穏やかに増加に向かう」とされている」根拠を伺います。

選挙のマニフェストは、政策は勿論のこと、理念と資質が問われるもので、有権者は候補者が掲げたマニフェストを吟味し、選択したのです。私は町長のマニフェストに決して揚げ足を取るものではありません。

マニフェストは今後の四年間の政策表明であり、四年間における達成度の検証と評価ができる具体的な数値目標、必要な財源の裏付けなどの内容を明確にしておくことが必要であります。

以上、二点についてお伺いをいたします。

再質問があれば、質問者席より行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 「産業の振興と観光事業の拡大による活力あふれるさとづくり」の具体的な施策、構想を描いているかとの質問でございますが、農業においては、平成十三年度に制定、平成十八年度に見直しを行った「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定めた営農類型による農業振興を図ってまいります。

具体的には、肉用牛経営の規模拡大。施設野菜においては、実エンドウを主体とした輪作体系の確立やアスパラガスの面積拡大。ブロッコリー等露地野菜の振興等、十の営農類型の確立を目指し、国、県の補助事業を活用した整備を進めてまいります。更に、現在町内で栽培されている各作目で取り組んでいるエコファーマー、特別栽培等による環境保全型農業を全町的に推進し、他の産地との差別化を図り、安全・安心な農業生産の産地化を目指してまいります。

漁業においては、まず合併した漁協の基盤安定のための強化支援を行いたいと考えております。十八年度から二十二年度までに各種の事業が計画されておりますので、県や佐世保市と連携した対応を図り、経営の安定化を目指します。

また、離島漁業再生支援交付金事業は、それぞれの独自の取り組みが可能でありますので、漁業集落、漁協、町と連携をとりながら、有効な事業を展開してまいります。さらに、漁業体験と観光の連携推進についても、漁協と調整を進めていききたいと考えております。

後継者対策、並びに観光につきましては、小辻議員、並びに宮崎議員の答弁の中でも説明をいたしましたとおりでございます。まして、今後とも積極的に取り組みたいと考えております。

第二点目。一番目のご質問の、「借金を恐れず経済活性化事業を積極的に進めるべきでは」というご質問ですが、議員おっしゃられるとおり、小値賀町の活性化のためには公共事業等を行なうべきであり、必要不可欠な事業については積極的に行なうてまいりたいと思っております。

『岐路に立つ小値賀を考える特別委員会』の中でも、「地元の企業の振興のため、従業員の雇用安定のためにも、最低限の事業は行なうべきである。」と報告がなされております。

私もそう考え、小値賀町総合計画・過疎地域自立促進計画及び小値賀町振興実施計画に基づき、公共事業・産業の振興事業及び経済活性化事業を進めております。毎年、二億円から四億円の範囲で地方債を借りておりますが、限られた予算の範囲内で積極的にこれからも進めてまいりたいと考えております。

しかし、起債充当の事業の増加は公債費の増大にもなります。このことは、予算編成の際、公債費やその他の経常経費と相まって財政を硬直化させることにもなります。公債費は、人件費や物件費等の他の経常経費と違い、節約したり削減したりすることが出来ないことは、百もご承知のことと思います。そのため、借入利率の高いもの、交付税算入がないものなどを中心に繰上償還を行なってきました。今後も該当するものがあれば、可能な限り繰上償還は行います。

次に、二番目の質問でございますが、財政調整基金・減債基金・振興基金の三基金の、十九年度当初予算時点の残高は、一億七千七百五十九万円ですが、決算の時点では約三億五千万円程度になると考えております。

行財政改革の具体的な数値目標については、各世帯に配布した資料でもお判りのように、それを反映させて作成したものが財政計画でありますので、それをご理解をいただきたいと思えます。

「基金は、四年後には緩やかに増加に向かうとされている」根拠については、これも同じように各世帯に配布した資料でお判りのように、第一は、団塊の世代の退職による人件費の大幅な減少で、五ヶ年で約一億三千万円、十ヶ年で約二億一千万円減少すると見込んでおります。

第二は、地方債の大幅な減少で、今後に計画されている事業を含めて、今後四ヶ年で、年間の償還額が約三億五千万円程度減少すると見込んでおります。

第三は、畑総事業による借金の大幅な減少で、現在、年間の償還額が約六千二百万円ですが、五年後には約四千万円、十年後には四百五十万円程度になると見込んでおります。

第四は、下水道事業の竣工による経費の減少で、平成二十二年度にその償還金のピークを迎えますが、その後は減少の一途を辿ると見込んでおりますので、以上が根拠でございます。

以上でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 質問いたしました「産業の振興」と「観光事業の拡大による活力あふれるふるさとづくり」ということでございますが、内容を聞きますとですね、今までやった農業関係、漁業につきましては予算化されておりますので内容は判つとりますけども、ただいまの説明はですね、今までやったことをしてですね、今のような状況の中にあるということですので、もう少し産業の振興つちゆうことになることですね、目新しい何かの手順を作った具体的な説明がほしいわけです。

私はですね…。エンドウとかですね、そういうことは今やっているわけですからですね。それをどういうふうには振興かけていくのか、その内容を私は知りたいわけですよ。

それとですね、特に後継者対策については重視して、今年度中にも早急に事業を実施するということですが、これも何か具体性が欠けているということですよ。これについても再度答弁をお願いいたします。

それからですね、起債がですね、今言うとか何かもう今借金を払っていけばいいというような感じですね、借金を払うと。そして補正予算のまだ審議はあつとりませんけども、もう骨格予算という六月の時期にですね、七千五百万円の補正をして、その内容はですね、六千八百万ばかり減債基金を戻すというような内容ですね、何か九百万かいくらかしかないんですよ。実際の中身は…。

そういうことではですね、ちよつと今マニフェストに掲げているようなことがですね、前に進むような計画を立ててもらわんと、今実際やっていることと、借金が減っていくから基金は穏やかに増えるとかですね、そういうようなのじゃなくて、もう少し具体的に先に進むような方策をとらないと、今の現状のままではただ借金を返していくのが、「なんか減る。かんが減る。」ということですよ、今の現状をもう少し見つめてですね、もう少し積極性のある振興策がほしいと思うんですが、如何ですか？その点…。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

漁業関係につきましては、十日ぐらい前だったと思いますが、宇久・小値賀漁協の合併特例に伴う事業をまず点検をしたと。そしてですね、その中で、「自然石とか魚礁とか、いろいろの投入関係はありませんか？」と問いましたところ、「今のところ、生産者からの要望がない。」ということですよ、漁協については、先ほど言った合併特例の分ですね、事業の五ヶ年計画と、それから離島漁業再生支援交付金の分だけの要望しか出ておりません。

そういうことで、農協についてもいろいろと聞いてはおりますが、今ですね、これといった何かをしてほしいという要望がないと、これが現状でございますので、そういうことでご理解をいただければと思っております。

議長（横山弘藏） 松 永 議員

九番（松永勇治） 漁業関係につきましてはですね、漁協とよくお話がなされとるようで、財政課長からも前もったんで

すけど、「漁協の十九年から二十一年までの大きな事業はこういうふうな計画されているんです。」つちゆうことで、漁業に対しては私もあれですが、農業の振興策と後継者対策についてはですね、「これを重視して今年度中に事業をやる」というふうなことが書かれておりますけれども、この後継者対策としてはこれは早急にやらんとですね、後で後では困ります。

それで、具体的なその後継者対策、これは全事業を含んだものでございますでしょうけど、もう一度、今年度中に早急に事業を実施するということですが、どういうふうな事業をされるんですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） すみません。

私が詳しくありませんので、担当課長に説明させます。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

農業関係につきましては、先ほどの町長の答弁の中に、農業経営基盤の強化のための促進に関する基本的な構想というのが平成十三年に制定されております、十八年度に見直しをしております。

具体的な振興策というふうな議員のお話でしたけれども、この基本構想の中に、先ほど言いました『十』の営農類型を定めております。例えば、肉用牛の場合には、五十頭規模の農家を何戸育成しようとか、それからハウスの場合には実エンドウを何反以上、それと露地野菜を組み合わせた経営体を何戸育成しようというふうな基本構想を定めておりますので、これに添った、例えば、牛の場合は飼料基盤の整備とか、それからトラクターの購入とか、そういったものを事業の中で入れていくということ、随時、振興計画の中でも三ヶ年計画で、国や県の事業を活用して計画を上げてます。

ただ、今年も計画はあるわけですが、今、県と国と協議をしておりますので、早ければ九月の補正でも計上できるような形になろうというふうに思っております。

それから、後継者対策につきましては、具体的な策としましては、とにかく、先ほど宮崎議員さんの質問にもありましたとおり、各農業・漁業・商工業、後継者対策が早急な課題ということは町長の答弁にもございましたけれども、いろんな策を考えておりますけれど、取り合えず今年は、とにかく後継者に嫁さんがいないということで、今回の補正予算で計上させていただきますけれども、パートナーを見つけるような『イベント』を計画しようということ、後継者のグループの方から

声が上がりました、そういったことを今年度実施していこうというふうに考えておりますし、農業の後継者につきましては、担い手公社の方で年間今四名出てますけど、水産についてはなかなか難しいということでありますので、先ほど町長の答弁にもありました県の事業辺りです、後継者育成費の、二分の一が県がみるとか、漁船のリース事業があるとか、そういった制度もありますので、積極的に漁協辺りとも話をしてですね、後継者を育成していきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 農業に関しては、先ほどそういうふうな話があればよかったですけど、数値目標を掲げた、ちゃんとした目標を掲げて基盤整備がなされるようでございますので、四年間の政策でございますので、これくらいにしときますけど…。

後継者対策ですね、後継者対策が今までずっと嫁さん探しや、いろいろ福岡に行ったりなんなりしてやった経緯があります。ですけど、嫁さんを探すと、後継者の嫁さんを探すと、具体的にどういうふうな事業をやって、嫁さん探しをやるんですか？今年中にやるっちゃうことであれば、大体もうどういうふうなことをやろうということは目安がついてるんじゃないですか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） お答えします。

今度の補正で上げておりますので、内容については、また担当課長の方から説明させます。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

イベントの内容は、『よかばい島男！』というふうな企画書で、この企画につきましては、4Hクラブ、農協青年部、商工青年部、漁協青年部の四団体が主体となって実行委員会を立ち上げようというふうな計画をいたしております。

それで、秋に、まあ九月頃の予定なんですけども、太鼓丸で来て小値賀に二泊するというふうな予定で、そしてそれぞれの職種の後継者の方と、漁業体験、農業体験、商工業体験、そして泊まりは別の所なんですけども、昼食あたりも一緒にしたりして交流を深めていただいて、一つのカップルでもですね、誕生するようなことを目指していこうということで、今までのちよっとやり方と違って、今回はそれぞれの後継者が自主的に立ち上がって、「動かねば何もでけん」というふうなこ

とでの取り組みですので、我々町としましても積極的に支援をしていきたいというふうを考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 今のは、農業者の後継者つちゆうことで、さっきのあれでは、漁業者と商工関係においては商売をやつていく上においてのですね、資金の対策だというような話だったんですけどね、農業者ばかりじゃなくて、商工の人も嫁さんをもたんな人がおるし、漁業の人も多いようですね、全体を考えてやっていただきたいと思えます。

そういうことで、先に申し上げましたようにですね、マニフェスト（政策）は今後四年間の公約であります。

今言われたことを十分に頭においていただいて、「産業の振興と観光事業の拡大」は、本町の経済活性化の柱であります。住民が待望している重要な課題でございます。

町長の若さと持ち前の行動力で、町民本位の政策実現に全力を尽くしていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（横山弘藏） これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	三十六分	—
—	再開	午後	二時	四十八分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第七、報告第二号、平成十八年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 報告第二号、平成十八年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、五月三十一日で、額が確定しましたので、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により、ご報告いたします。

災害復旧費で、農地及び農業用施設災害復旧事業の繰越の理由は、建設資材の入手不足及び労務人夫の不足によるものでございます。

翌年度繰越額は、三千九百七十四万六千円で、財源内訳は、国庫補助金三千六百三十六万四千円、地方債六十万円、一般

財源二百七十八万二千元でございます。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

議長（横山弘藏） これでは報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 繰越限度額につきましては、三月の定例会で決定されましたので、いろいろありませんけれども、工事内容をですね、もう少し詳しく説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

災害復旧は、梅雨前線豪雨災害と、台風十号災害、これを合計しまして、農地・施設合わせて十八箇所。この分をですね、先ほど、財政課長が申しました理由により、繰り越しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

おはかりします。

平成十八年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

よって、報告第二号、平成十八年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、承認されました。

日程第八、報告第三号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 報告第三号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、五月三十一日で、額が確定しましたので、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により、ご報告いたします。

総務費で、法改正に伴うシステム改修料の繰越しの理由は、後期高齢者医療システムの導入に伴う、介護保険システムの改修であります。二つのシステム改修が並行して行われるため、十九年度に繰越しものでございます。

同じく認知症高齢者グループホーム建設費補助金は、国の追加要望に係る採択で、事業主体の『博仁会』への補助金でございます。工事が七月になるために繰越しものでございます。

翌年度繰越額は一千六百六十四万円で、財源内訳は国庫補助金一千五百八十二万円、一般財源八十二万円でございます。以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） この二つについては、今年の三月の当初予算時期に補正三号で計上されておりますけども、これは全額繰り越すつちゅうわけですね。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

『法改正に伴うシステム改修料』は、一部繰り越してございまして、『認知症高齢者グループホーム建設費補助金』は、全額繰り越しになります。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） この一番目の、『法改正に伴うシステム改修料』は、百六十四万の事業に対して翌年度百六十四万となると、全額じゃないんですか？一部じゃなくて…。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

『法改正に伴うシステム改修料』につきましては、平成十八年度中に二百十六万の事業費で終わってる部分がございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

おはかりします。

平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

よって、報告第三号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、承認されました。

日程第九、議案第二六号、専決処分事項の承認を求めるところについてを議題とします。

財政課長

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長(西村久之) 議案第二六号、専決処分事項の承認を求めるところについて説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律「平成十九年法律第四号」、地方税法施行令等の一部を改正する政令「平成十九年政令第七十九号」及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令「平成十九年総務省令第四十三号」が、平成十九年三月三十日にそれぞれ公布され、同年四月一日から施行されることになりました。

これに伴いまして、早急に税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月三十日付で専決した次第でございます。

それでは、改正の概要を説明いたします。

第二条の改正は、法改正に伴う文言の訂正でございます。

第二十三条の改正は、町民税の納税義務者について、資産の流動化に関する法律により適用される「法人課税信託」を、今回、新たに法人税割額を課税することによる条文の追加及び法改正に伴う文言の訂正でございます。

第三十一条の改正は、均等割の税率について、法改正に伴う文言の削除でございます。

第九十五条の改正は、たばこ税の税率を千本につき、三千六十四円を三千二百九十八円へ増額するものでございます。

第三十一条の改正は、特別土地保有税の納税義務者について、法改正に伴う適用法令の変更でございます。

附則第十条の二の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法改正に伴う適用法令の変更及び六十五歳以上の者・要介護認定又は要支援認定を受けている者及び身体障害者が、平成十

九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われる住宅の固定資産税の減額を受けようとする者は、三ヶ月以内にその関係書類を町長に提出しなければならないということ、また、三ヶ月以内に提出できないときはその理由も併せて提出するということとさせていただきます。

附則第十一条の三の改正は、平成十九年度又は平成二十年度における鉄軌道用地の価格の特例についての追加でございます。平成十九年度については、①課税標準については、沿接する土地又は付近の土地の平成十八年度分の価格に比準する価格等で、課税台帳に登録された価格によること。②固定資産評価委員が評価するプロセスの規定を準用し、価格等を九月三十日までに修正すること。③修正後の価格等を課税台帳に登録した場合の納税義務者への通知、土地価格等縦覧帳簿の閲覧、固定資産評価審査委員会への審査申出等、所要の規定の整備。④負担調整措置の適用に際しては、当該土地の「前年度課税標準額」ではなく「比準課税標準額」を使用すること。また、平成二十年度については、価格を据え置く。ただし、地目の変換等がある場合は比準価格によること。

附則第十六条の二の改正は、たばこ税の税率の特例で、地方税法附則第四十条が削除されたことに伴い、地方税法附則に規定されている特例税率を廃止し、地方税法の本則税率とすることによる改正でございます。

附則第十七条の二の改正は、優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、法改正による文言の訂正でございます。

附則第十九条の二の改正は、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例で、法改正に伴い「証券取引法」から「金融商品取引法」へ適用法律の変更でございます。

附則第十九条の三の改正は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例で、適用する期間を平成十六年度から平成二十年度を、平成十六年度から平成二十一年度まで一年間延長するものがございます。

附則第二十条の改正は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例で、適用する期間を平成十二年四月一日から平成十九年三月三十一日を、平成十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで、二年間延長するものがございます。

附則第二十条の四の改正は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、適用する期間を平成二十年三月三十一日から平成二十一年三月三十一日まで、一年間延長するものがございます。

附則第二十条の五の改正は、法改正に伴い、「保険料に係る個人の町民税の課税の特例」を追加するものでございます。施行期日は、附則第十七条の二第三項の改正規定、平成二十年四月一日、第二十三条及び第三十一条第二項の改正規定、信託法の施行の日、附則第十九条の二第一項の改正規定、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日、その他の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

町民税に関する経過措置は、改正後の町税条例附則第二十条の五第一項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が、平成十九年四月一日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

固定資産税に関する経過措置は、改正後の町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

以上、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 第九十五条で、たばこ税の税率が「千本につき三千二百九十八円」、前が「三千六十四円」ですので、「二百三十四円」引き上げがあるわけですけど、これ本町に大変関係がありますので、ちよつと上がった内容をもう少し詳しく説明ください。

そして、町に、各団体にあれする、どのくらいの影響があるのか。金額ですかね…。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

すでに、平成十八年度は改正後の金額で、たばこ税はいただいております。

なぜかと言うと、今度の法律の改正で、これは本則課税ではなく、附則課税で十八年度から適用していたもので、今度、法改正でその文言が削除になりましたので、本則課税になったということで、実質的な税率の上昇はないということです。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二六号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二六号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第十、議案第二七号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第二七号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令「平成十九年政令第二十六号」が、平成十九年三月二十日に公布され、平成十九年四月一日付で施行されることになりました。

これに伴いまして、早急に国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月三十日付で専決した次第でございます。

それでは、改正の概要を説明いたします。

今回の改正は、第二条第二項及び第十一条第一項中の、国民健康保険税の課税限度額を、現行の「五十三万円」から「五十六万円」へ引き上げるものでございます。

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

また、改正後の小値賀町国民健康保険条例の規定は、平成十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 限度額の適用者は大体小値賀町で何人ぐらいいますか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 約十五件ほどです。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 業種別にどういふふうな方ですかね。名前は要りませんが…。漁業者、農業者、商工業者というところで…。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 調べて後でご報告いたします。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二七号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第二七号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第十一、議案第二八号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長(西村久之) 議案第二八号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

平成十八年度小値賀町一般会計補正予算(第五号)について、去る三月三十日付で、地方債の借入限度額が確定し、それに伴いまして補正予算の必要が生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、専決した次第でございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ百万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億六千四百五十万円としております。

第二条「地方債の補正」は、柳漁港地域水産物供給基盤整備事業、新小浜団地公営住宅建設工事、離島開発総合センターアスベスト撤去工事の借入限度額の変更でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、二十款・町債、一項・町債、四目・農林水産業債を百三十万円増額、同じく六目・土木債を二百二十万円減額、

同じく八目・教育債を十万円減額し、町債の総額を二億一千九百万円としております。

歳出では、五款・農林水産業費、一項・農業費、四目・畜産業費は、小値賀町有めす牛貸付事業基金利子の節を、積立金から繰出金に変更するものでございます。同じく三項・水産業費、五目・漁港建設費は、財源調整でございます。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を四十万円減額し、土木管理費の総額を一億二千四十二万二千元としております。同じく三項・住宅費、二目・住宅建設費は、財源調整でございます。

九款・教育費、七項・社会教育費、三目・総合センター費は財源調整でございます。

十三款・予備費を六十万円減額し、予備費の総額を四百四十八万二千元としております。

以上で、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入全般にわたり、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に、歳出全般にわたり、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松永議員

九番（松永勇治） 二十款の町債で、ここでは増減はあつとりませんけども、気になりますので、お尋ねをいたします。

地方交付税の振り替え分としてですね、許可される臨時財政対策債が補正係数・人口等で計算されて許可されるわけですけども、今年が八千四百二十万ですね。そうすると、十九年度予算では、七千五百万ということですけど、九百二十万、年々大幅に減少しているわけですけど、まあ、ここに上がっておりませんので、判らなければ結構ですけども、その動向について判つとればご説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

ご存知のとおり、臨時財政対策債につきましては、地方交付税の借り入れ先をですね、国が借りるのじゃなくて、地方が借りるということで、新たにできたものでございまして、地方交付税を算定する場合にその金額が確定します。

今現在、交付税の算定会議の算定をですね、計算を施行中でございますけれども、予想としましては幾らか減少と言いますか、大体、元来は十八年度で終わりということでございますけれども、十九年度以降も継続してあるようございまして、これが極端に半分になるとか、そういうふうな傾向ではないというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二八号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二八号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第十二、議案第二九号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第二九号、専決処分事項の承認を求めることについてご説明いたします。

本議案は、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）に係るものでございまして、三月議会后に浄化槽市町村整備推進事業で、地方債の額に変更が生じ、予算の補正が必要になりましたので、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、平成十九年三月三十日専決しましたので、同法同条第三項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

それでは、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）の内容について二頁より、ご説明いたします。

第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入では、事業に係る四款・繰入金、一項・一般会計繰入金を四十万円減額し、七款、一項・町債を四十万円増額しております。

第二条・地方債の補正は、「第二表地方債補正」に示しますとおり、四十万円の増額補正でございまして、補正後の限度額は三千三百九十万円としております。

以上で、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）に係る専決処分事項の承認を求めることについての説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入全般にわたり、ご質疑願います。 立石議員

八番（立石隆教） 専決処分ということで、注意深く聞いておりましたが、前の三議案については注意深く説明をしておられました。

この議案二九号については、「三月定例会後」という言い方をしました。三月三十日ということではなかったのか、そうなりますと、百七十九条の規定とは、何をもちて専決をしようということにしたのか、お答えを願います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

予算の補正が必要となった日付がですね、三月三十日でございます。
それで、専決処分をしております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 私が聞きそびれたのか知りませんが、そういう表現の仕方だったものですから、ここは注意深くやっていただかないと、今回、百七十九条の規定が変更になったことはご承知のとおりだと思いますが、それまでは、四つの中の一つに、「議会を招集する暇がないと認めるとき」と書かれてたのが、今度はもっと制限をさまして、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」というふうには、より限定をされました。

そういうことをひとつしつかりと頭に入れながら説明をしてほしいと思ったものですから、老婆心ながら申し上げました。
以上です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に、歳出全般にわたり、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二九号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二九号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました

住民課長

住民課長（中川一也） 答弁を保留しておりました、松永議員のご質問にお答えいたします。

平成十八年度の、最新の情報ですが、商工業者が八件、農業者が二件の十件でございました。

申し訳ありません。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

―― 休憩 午後 三時 二十一分 ――

―― 再開 午後 三時 二十二分 ――

住民課長

議長（横山弘藏） 再開します。

住民課長（中川一也） 先ほどの松永議員のご質問につきまして、訂正をさせていただきたいと思えます。

限度額の適用者は、先ほど、十五件とお答えいたしました。が、平成十八年度は十件でございます。

その業種につきましては、商工業が八件、農業が二件となっております。

―― 休憩 午後 三時 二十三分 ――

―― 再開 午後 三時 二十三分 ――

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第十三、議案第三二二号、小値賀町家畜導入事業資金供給事業基金条例を廃止する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長（松本充司） 議案第三二二号、小値賀町家畜導入事業資金供給事業基金条例を廃止する条例案の提案理由をご説明いたします。

廃止しようとする、小値賀町家畜導入事業資金供給事業基金条例（平成元年条例第十一号）は、肉用牛繁殖雌牛の導入を助長することを目的として実施する、家畜導入事業資金供給事業に要する経費の財源に充てるために平成元年度に設置された基金条例で、基金の財源は、全て国・県からの補助金で、一頭当り九万二千円が、毎年予算で定められる額が基金に積み立てられ、この基金を取り崩して導入資金の補助を行なってきたおりましたが、国から地方への財源移譲により、平成十八年度をもって、基金へ積み立てる国・県からの補助金が無くなるようになりましたので、小値賀町家畜導入事業資金供給事業基金条例を廃止するものであります。

なお、基金に残っている補助金については、今年度、国・県に返還することになりますし、今後の導入事業につきましては一部改正点もありますが、基本的に今までと同様の内容とする長崎県家畜導入事業として、基金事業から単年度補助事業へ移行することになり、関係予算を今回の補正予算に計上させていただいております。

附則として、この改正条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 確認のため、お尋ねします。

今、この基金の現在高をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

八万十円です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三二号、小値賀町家畜導入事業資金供給事業基金条例を廃止する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三二号、小値賀町家畜導入事業資金供給事業基金条例を廃止する条例案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 三時 二十七分 散会 ―

